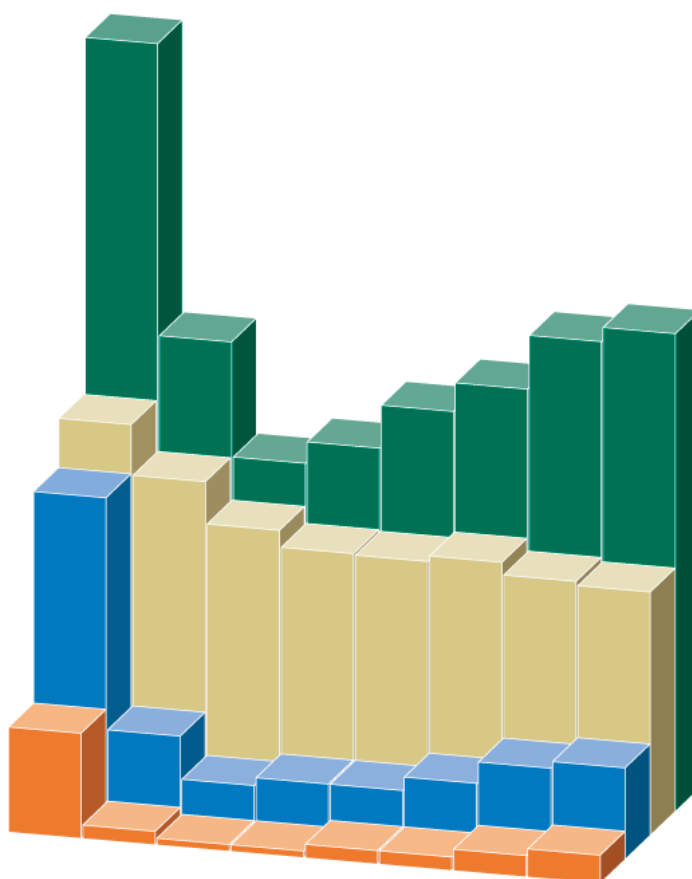


# 令和2年度 大阪府労働関係調査報告書



# 目 次

## I 調査概要

1 調査内容 .....	1
2 用語説明 .....	3

## II 回答状況

1 回答状況 .....	4
(1) 本調査の回答状況 .....	4
(2) 事業所規模別、産業分類別の回答状況 .....	4

## III 調査結果

1 雇用形態 .....	6
(1) 雇用形態別雇用状況 .....	6
2 働き方改革関連法に関すること(時間外労働) .....	8
(1) 30時間以上の時間外労働の状況 .....	8
(2) 時間外労働削減の意向 .....	12
(3) 時間外労働削減に向けて取り組みたい項目 .....	13
3 働き方改革関連法に関すること(同一労働同一賃金) .....	15
(1) 同一労働同一賃金の認知状況 .....	15
(2) 正社員と同じ職務内容の非正社員の状況 .....	16
(3) 非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目 .....	18
4 働き方改革関連法に関すること(行政・自治体が行う事業の活用状況等) .....	20
(1) 大阪府の事業の活用状況 .....	20
(2) 今後活用したい大阪府の事業 .....	22
5 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響 .....	25
(1) 雇用に与える影響 .....	25
(2) 今後予定する対応 .....	27
(3) 大阪府に希望する支援内容 .....	27

IV 令和2年度労働関係調査 全設問 .....	29
--------------------------	----

# I 調査概要

# I 調査概要

## 1 調査内容

### (1) 調査目的

この調査は、大阪府内における民営事業所の労働条件等の実態を把握することにより、本府労働施策等の基礎資料とするほか、労働環境の改善に向けた取り組みにおいて活用するとともに、事業所の労務管理改善等の基礎資料、労働関係諸機関の事業実施及び学術機関での利用等に当たっての参考資料として提供するため、統計法(平成19年法律第53号)に基づく届出統計調査として実施した。

### (2) 調査時期

令和2年7月31日を基準日として、雇用形態、時間外労働の状況等を調査した。

### (3) 調査対象

大阪府内に所在する民営事業所で、次に該当するものから無作為抽出した6,000事業所を調査対象とした。

①規模 従業者数が10人～299人の事業所

②産業 産業分類のうち、以下の14産業

D	建設業	L	学術研究、専門・技術サービス業
E	製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
G	情報通信業	N	生活関連サービス業、娯楽業
H	運輸業、郵便業	O	教育、学習支援業
I	卸売業、小売業	P	医療、福祉
J	金融業、保険業	Q	複合サービス事業
K	不動産業、物品賃貸業	R	サービス業(他に分類されないもの)

### (4) 調査項目及びその選定理由

調査項目は次のとおりである。

- 1 企業全体の規模
- 2 労働組合の有無
- 3 事業所の労働者数(雇用形態別)
- 4 30時間以上の時間外労働の状況(雇用形態別)
- 5 時間外労働削減のために取り組みたい項目
- 6 同一労働同一賃金の認知状況
- 7 正社員と同じ職務内容の非正社員の有無
- 8 非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目
- 9 大阪府が実施している事業の活用状況
- 10 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響
- 11 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う今後の対応と大阪府に希望する支援内容

労働環境課においては、中小零細企業で働く労働者からの労働相談が多くを占めている現状から、小規模事業者の労働環境の実態を把握し改善を支援する施策が必要と考え、その手法について検討を重ねてきた。

大企業では労務に関する専門部署が存在する 경우가多く、労働環境の整備を円滑に進めることが可能な状況であることが窺えるが、小規模事業者には労働法制や働き方改革、労働福祉等の諸制度にかかる情報等が行きわたっていないことが想定される。

昨年度から社会・経済に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症によって、府内企業が極めて深刻な打撃を受けている現状において、労働条件・労働環境の整備に向けた取り組みが困難な企業の実態を把握・分析し、新たな施策につなげて行くことを目指し、上記の項目を選定した。

#### (5)調査方法

WEBアンケートを用いた通信調査で、記入は自計申告方式である。

#### (6)抽出方法

母集団情報から、産業、規模区分に基づき、従業者規模が10人～299人の民営事業所を無作為に抽出した。

#### (7)集計方法

回答データを基に表計算ソフトを用いて集計を行った。

#### (8)集計事業所数、労働者数

集計事業所数及び労働者数は、次表のとおりである。

集計事業所数、労働者数

区分	集計事業所数 (件)	集計労働者数(人)		
		合計	正社員	非正社員
令和元年	1,982	219,904	133,399	86,505
令和2年	1,524	66,263	39,876	26,387

#### (9)調査結果利用上の注意

- (ア)本文中の各表の構成比率は、小数点第2位もしくは第3位を四捨五入して算出しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。その他の数値についても、すべて四捨五入した数値を掲載している。
- (イ)「-」は該当する数値がないものである。
- (ウ)本文中各表の「労組あり」の数値は、「労組あり」と回答があった事業所のすべての労働者(正社員、非正社員のいずれで構成されているかを問わない)を集計したものである。

## 2 用語説明

### (1) 企業規模

本社、支店、工場、出張所等企業全体の従業者数の合計によって区分している。

### (2) 雇用形態別労働者

正社員		雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者(常時勤務、毎月給与の役員を含む。他企業への出向者は除く)。
非正社員	パートタイム労働者	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。
	派遣労働者	「労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」)に基づく派遣元事業所から派遣された者。
	その他	上記以外の労働者(嘱託社員・契約社員・出向社員・臨時・日雇い労働者等)。

## II 回答状況

## II 回答状況

### 1 回答状況

#### (1) 本調査の回答状況

調査対象とした 6,000 事業所から事業所の移転等で返送があった 664 事業所を除いた 5,336 事業所のうち、1,524 事業所(労働者数 66,263 人)から有効回答を得た。(有効回答率:28.6%)

※有効回答率＝有効回答数÷到達事業所数で算出。

なお『到達事業所数＝調査対象の 6000 事業所－返送のあった事業所数』である。

#### (2) 事業所規模別、産業分類別の回答状況(表1-①, 図1-①, ②)

事業所規模別の回答状況は、「100人～199人」の有効回答率が38.8%で最も高く、次いで「50人～99人」が36.4%、「30人～49人」が34.5%の順となっており、「10人～29人」の有効回答率が25.9%で最も低くなっている。

産業分類別の回答状況は、「複合サービス事業」の有効回答率が47.1%で最も高く、次いで「医療、福祉」が39.8%、「教育、学習支援業」が37.3%の順となっており、「宿泊業、飲食サービス業」が14.4%、「生活関連サービス業、娯楽業」が19.0%で低くなっている。

表 1-① 回答状況

区分		抽出	到達	有効	有効
		事業所数	事業所数	回答数	回答率
		件	件	件	%
令和2年		6,000	5,336	1,524	28.6
事業 所 規 模	10人～29人	4,385	3,861	999	25.9
	30人～49人	851	770	266	34.5
	50人～99人	514	472	172	36.4
	100人～199人	196	183	71	38.8
	200人～299人	54	50	16	32.0
産 業 分 類	建設業	327	301	83	27.6
	製造業	751	701	219	31.2
	情報通信業	133	111	37	33.3
	運輸業、郵便業	330	303	94	31.0
	卸売業、小売業	1,555	1,342	361	26.9
	金融業、保険業	179	158	35	22.2
	不動産業、物品賃貸業	136	123	27	22.0
	学術研究、専門・技術サービス業	173	151	49	32.5
	宿泊業、飲食サービス業	790	661	95	14.4
	生活関連サービス業、娯楽業	224	195	37	19.0
	教育、学習支援業	176	166	62	37.3
	医療、福祉	853	794	316	39.8
	複合サービス事業	17	17	8	47.1
	サービス業	356	313	101	32.3

※有効回答率＝有効回答数／到達事業所数



図 1-① 回答状況(事業所規模別)

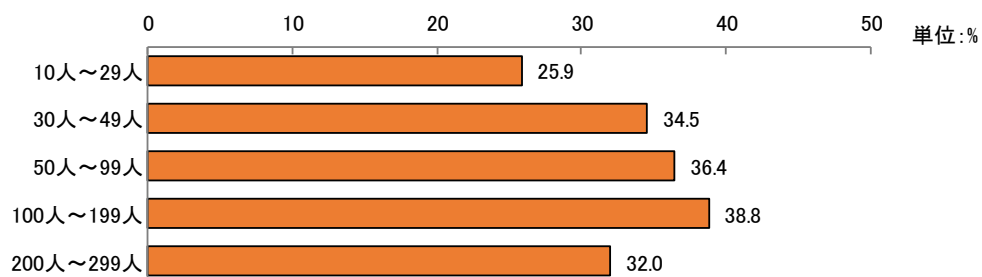
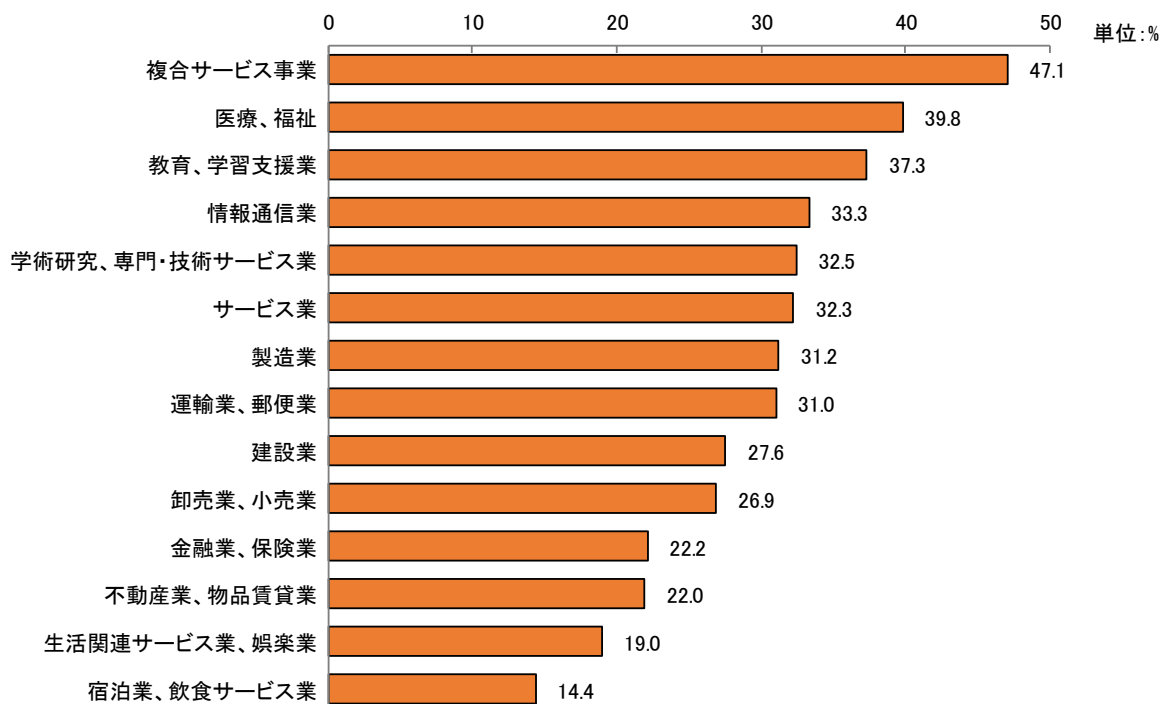


図 1-② 回答状況(産業分類別)



## Ⅲ 調査結果

### Ⅲ 調査結果

#### 1 雇用形態

##### (1) 雇用形態別雇用状況(表1-(1)-①～②, 図1-(1)-①～③)

雇用形態別労働者数の割合は、これまで「正社員」は約60%、「非正社員」は約40%で推移している。令和2年においては、「正社員」が60.2%、「非正社員」が39.8%で、前年と比べ「正社員」が0.5ポイント減少し、「非正社員」が0.5ポイント増加している。

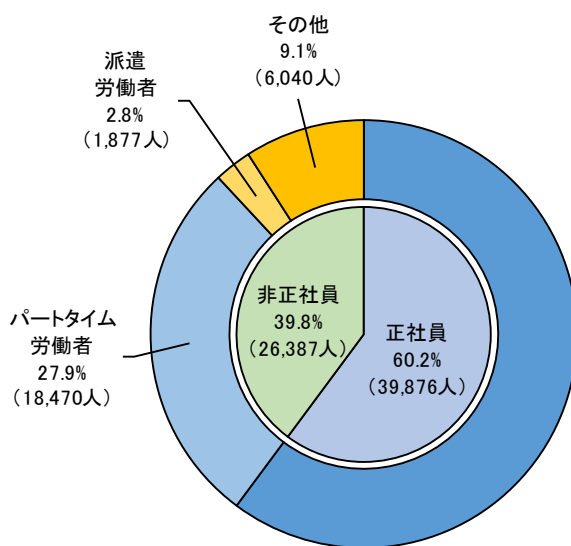
非正社員の内訳を見ると、「パートタイム労働者」が27.9%、「派遣労働者」が2.8%、その他の非正社員が9.1%となっている。

表1-(1)-① 雇用形態別雇用状況

区分	集計 労働者数 (事業所数)	正社員	非正社員	パートタイム 労働者	派遣労働者	その他
		人	%	%	%	%
令和元年	219,904 (1,982)	60.7	39.3	21.7	4.7	12.9
令和2年 (労組あり)	66,263 (1,524) (338)	60.2 (61.9)	39.8 (38.1)	27.9 (25.5)	2.8 (2.5)	9.1 (10.2)

※「その他」は、契約社員、嘱託社員、出向社員、臨時・日雇労働者である。

図1-(1)-① 雇用形態別雇用状況



雇用形態別労働者数の割合を企業規模別に見ると、正社員の割合は「300人～499人」が63.2%で最も高く、非正社員の割合は「1000人以上」が45.4%で最も高くなっている。

雇用形態別労働者数の割合を産業分類別に見ると、正社員の割合は「情報通信業」が85.8%で最も高く、次いで「建設業」が85.7%、「金融業、保険業」が84.4%、「学術研究、専門・技術サービス業」が84.3%と、4業種が8割を超えている。

非正社員の割合は「宿泊業、飲食サービス業」が71.2%で最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が54.7%となっている。（「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする）

表1-(1)-② 雇用形態別労働者数の割合

区分	集計 事業所数	総労働者数	正社員		非正社員		パートタイム 労働者		派遣労働者		その他		
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
令和2年 (労組あり)	1,524 (338)	66,263 (18,845)	39,876 (11,657)	60.2 (61.9)	26,387 (7,188)	39.8 (38.1)	18,470 (4,807)	27.9 (25.5)	1,877 (463)	2.8 (2.5)	6,040 (1,918)	9.1 (10.2)	
企業 規模	10~29人	571	10,112	5.932	58.7	4,180	41.3	3,304	32.7	202	2.0	674	6.7
	30~99人	392	18,407	11,533	62.7	6,874	37.3	4,901	26.6	550	3.0	1,423	7.7
	100~299人	207	19,084	11,844	62.1	7,240	37.9	4,788	25.1	591	3.1	1,861	9.8
	300~499人	68	4,247	2,684	63.2	1,563	36.8	925	21.8	79	1.9	559	13.2
	500~999人	70	3,857	2,123	55.0	1,734	45.0	888	23.0	106	2.7	740	19.2
	1000人以上	216	10,556	5,760	54.6	4,796	45.4	3,664	34.7	349	3.3	783	7.4
産業 分類	建設業	83	2,934	2,515	85.7	419	14.3	121	4.1	132	4.5	166	5.7
	製造業	219	10,337	7,182	69.5	3,155	30.5	2,016	19.5	323	3.1	816	7.9
	情報通信業	37	1,920	1,648	85.8	272	14.2	37	1.9	93	4.8	142	7.4
	運輸業、郵便業	94	4,876	3,358	68.9	1,518	31.1	927	19.0	168	3.4	423	8.7
	卸売業、小売業	361	14,165	8,582	60.6	5,583	39.4	4,015	28.3	341	2.4	1,227	8.7
	金融業、保険業	35	681	575	84.4	106	15.6	74	10.9	11	1.6	21	3.1
	不動産業、物品賃貸業	27	1,403	885	63.1	518	36.9	395	28.2	38	2.7	85	6.1
	学術研究、専門・技術サービス業	49	2,288	1,929	84.3	359	15.7	113	4.9	103	4.5	143	6.3
	宿泊業、飲食サービス業	95	3,522	1,014	28.8	2,508	71.2	2,251	63.9	17	0.5	240	6.8
	生活関連サービス業、娯楽業	37	1,392	630	45.3	762	54.7	654	47.0	20	1.4	88	6.3
	教育、学習支援業	62	3,287	1,515	46.1	1,772	53.9	1,140	34.7	77	2.3	555	16.9
	医療、福祉	316	12,735	6,429	50.5	6,306	49.5	5,164	40.5	251	2.0	891	7.0
	複合サービス事業	8	611	412	67.4	199	32.6	109	17.8	2	0.3	88	14.4
サービス業	101	6,112	3,202	52.4	2,910	47.6	1,454	23.8	301	4.9	1,155	18.9	

図1-(1)-② 正社員と非正社員の割合(企業規模別)

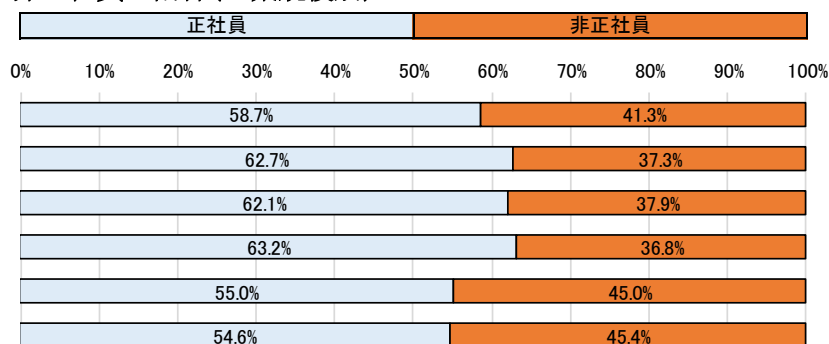
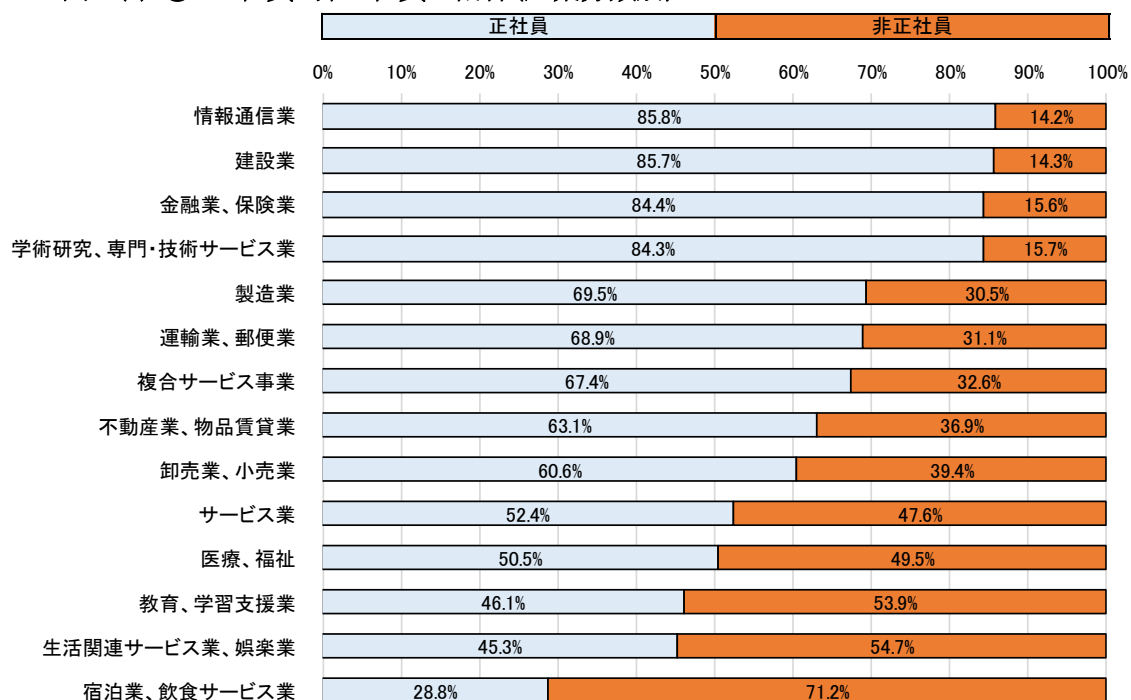


図1-(1)-③ 正社員と非正社員の割合(産業分類別)



## 2 働き方改革関連法に関すること(時間外労働)

### (1)30時間以上の時間外労働の状況(表2-(1)-①～⑥、図2-(1)-①～⑩)

#### 〔正社員の状況〕

正社員について、直近の1か月において30時間以上の時間外労働を行った者が「いる」とする事業所は36.9%、「いない」とする事業所は63.1%となっている。

「いる」とする事業所を企業規模別に見ると、「500人～999人」が52.9%で最も高くなっており、「いない」とする事業所は「10人～29人」が74.3%で最も高くなっている。

「いる」とする事業所を産業分類別に見ると、「運輸業、郵便業」が66.0%で最も高くなっている。一方、「いない」とする事業所は「複合サービス事業」が100.0%で最も高く、次いで「教育、学習支援業」の79.0%となっている。(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表2-(1)-① 30時間以上の時間外労働の状況〔正社員〕

区分		集計数 件	いる		いない	
			件	%	件	%
令和2年 (労組あり)		1,524 (338)	563 (146)	36.9 (43.2)	961 (192)	63.1 (56.8)
企業 規模	10人～29人	571	147	25.7	424	74.3
	30人～99人	392	172	43.9	220	56.1
	100人～299人	207	90	43.5	117	56.5
	300人～499人	68	27	39.7	41	60.3
	500人～999人	70	37	52.9	33	47.1
	1000人以上	216	90	41.7	126	58.3
産業 分類	建設業	83	51	61.4	32	38.6
	製造業	219	86	39.3	133	60.7
	情報通信業	37	20	54.1	17	45.9
	運輸業、郵便業	94	62	66.0	32	34.0
	卸売業、小売業	361	131	36.3	230	63.7
	金融業、保険業	35	13	37.1	22	62.9
	不動産業、物品賃貸業	27	10	37.0	17	63.0
	学術研究、専門・技術サービス業	49	30	61.2	19	38.8
	宿泊業、飲食サービス業	95	28	29.5	67	70.5
	生活関連サービス業、娯楽業	37	8	21.6	29	78.4
	教育、学習支援業	62	13	21.0	49	79.0
	医療、福祉	316	71	22.5	245	77.5
	複合サービス事業	8	-	-	8	100.0
	サービス業	101	40	39.6	61	60.4

図2-(1)-① 30時間以上の時間外労働の状況〔正社員〕

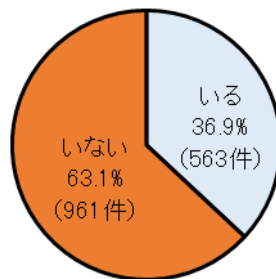


図2-(1)-② 30時間以上の時間外労働の状況〔正社員〕(企業規模別)

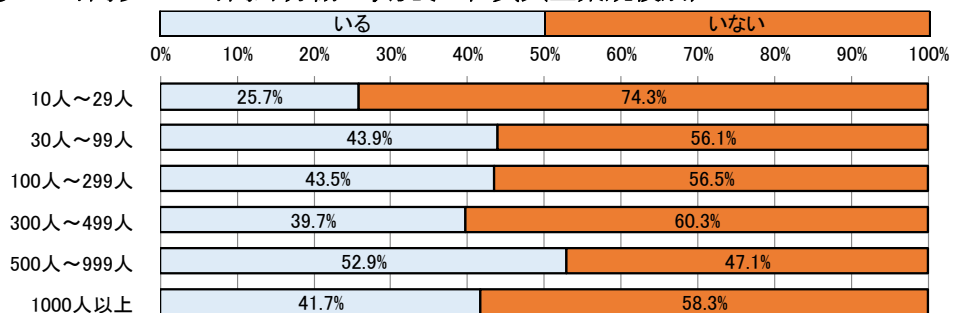
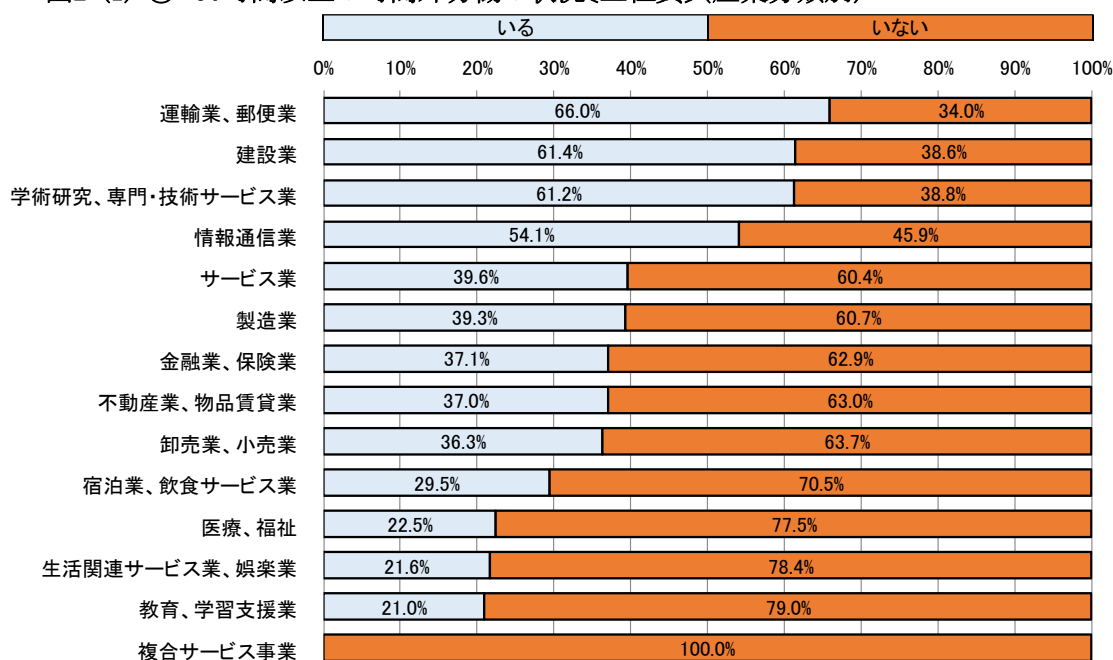


図2-(1)-③ 30時間以上の時間外労働の状況〔正社員〕(産業分類別)



30時間以上の時間外労働を時間区分毎に見ると、「30時間以上45時間未満」が35.0%で最も多くなっており、次いで「45時間以上60時間未満」が15.5%となっている。また、「80時間以上」も3.1%存在している。

なお、時間外労働の発生が「恒常的」か「一時的」かを問うたところ、「30時間以上45時間未満」は51.6%、「45時間以上60時間未満」は33.9%、「80時間以上」は43.8%が恒常的残業となっている。

表2-(1)-② 図2-(1)-④ 時間区分毎の時間外労働の状況〔正社員〕

区分	いる		いない	
	件	%	件	%
30～45時間	533	35.0	991	65.0
45～60時間	236	15.5	1,288	84.5
60～80時間	112	7.3	1,412	92.7
80時間～	48	3.1	1,476	96.9

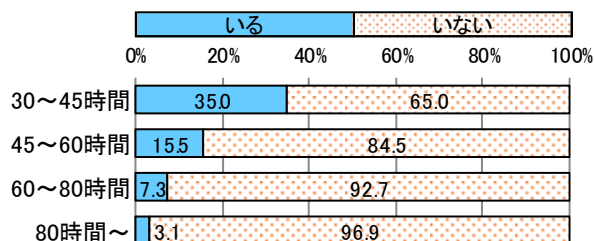
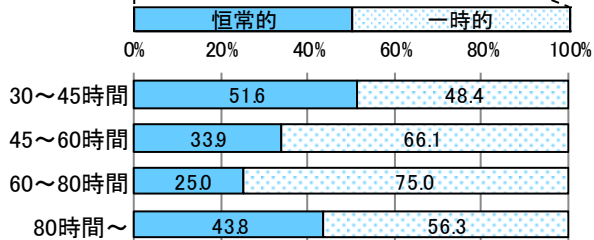


表2-(1)-③ 図2-(1)-⑤ 時間区分毎の「恒常的」「一時的」の割合〔正社員〕

区分	集計数 件	恒常的		一時的	
		件	%	件	%
30～45時間	533	275	51.6	258	48.4
45～60時間	236	80	33.9	156	66.1
60～80時間	112	28	25.0	84	75.0
80時間～	48	21	43.8	27	56.3



〔非正社員の状況〕

非正社員について、直近の1か月において30時間以上の時間外労働を行った者が「いる」とする事業所は9.2%、「いない」とする事業所は90.8%となっている。

「いる」とする事業所を企業規模別に見ると、「500人～999人」が17.1%で最も高くなっており、「いない」とする事業所は「300人～499人」が95.6%で最も高くなっている。

「いる」とする事業所を産業分類別にみると、「運輸業、郵便業」が19.1%で最も高くなっており、「いない」とする事業所は「複合サービス事業」が100.0%で最も高く、次いで「情報通信業」の97.3%となっている。（「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする）

表2-(1)-④ 30時間以上の時間外労働の状況〔非正社員〕

区分		いる			いない	
		集計数 件	件	%	件	%
令和2年 (労組あり)		1,524 (338)	140 (45)	9.2 (13.3)	1384 (293)	90.8 (86.7)
企業 規模	10人～29人	571	41	7.2	530	92.8
	30人～99人	392	40	10.2	352	89.8
	100人～299人	207	21	10.1	186	89.9
	300人～499人	68	3	4.4	65	95.6
	500人～999人	70	12	17.1	58	82.9
	1000人以上	216	23	10.6	193	89.4
産業 分類	建設業	83	15	18.1	68	81.9
	製造業	219	17	7.8	202	92.2
	情報通信業	37	1	2.7	36	97.3
	運輸業、郵便業	94	18	19.1	76	80.9
	卸売業、小売業	361	23	6.4	338	93.6
	金融業、保険業	35	1	2.9	34	97.1
	不動産業、物品賃貸業	27	1	3.7	26	96.3
	学術研究、専門・技術サービス業	49	5	10.2	44	89.8
	宿泊業、飲食サービス業	95	10	10.5	85	89.5
	生活関連サービス業、娯楽業	37	3	8.1	34	91.9
	教育、学習支援業	62	6	9.7	56	90.3
	医療、福祉	316	24	7.6	292	92.4
	複合サービス事業	8	-	-	8	100.0
	サービス業	101	16	15.8	85	84.2

図2-(1)-⑥ 30時間以上の時間外労働の状況〔非正社員〕

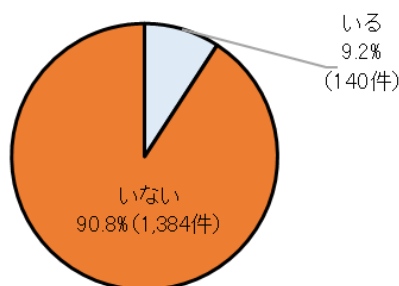


図2-(1)-⑦ 30時間以上の時間外労働の状況〔非正社員〕(企業規模別)

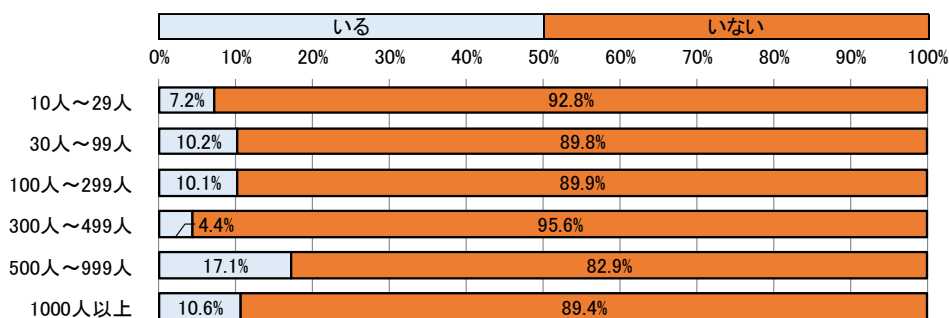
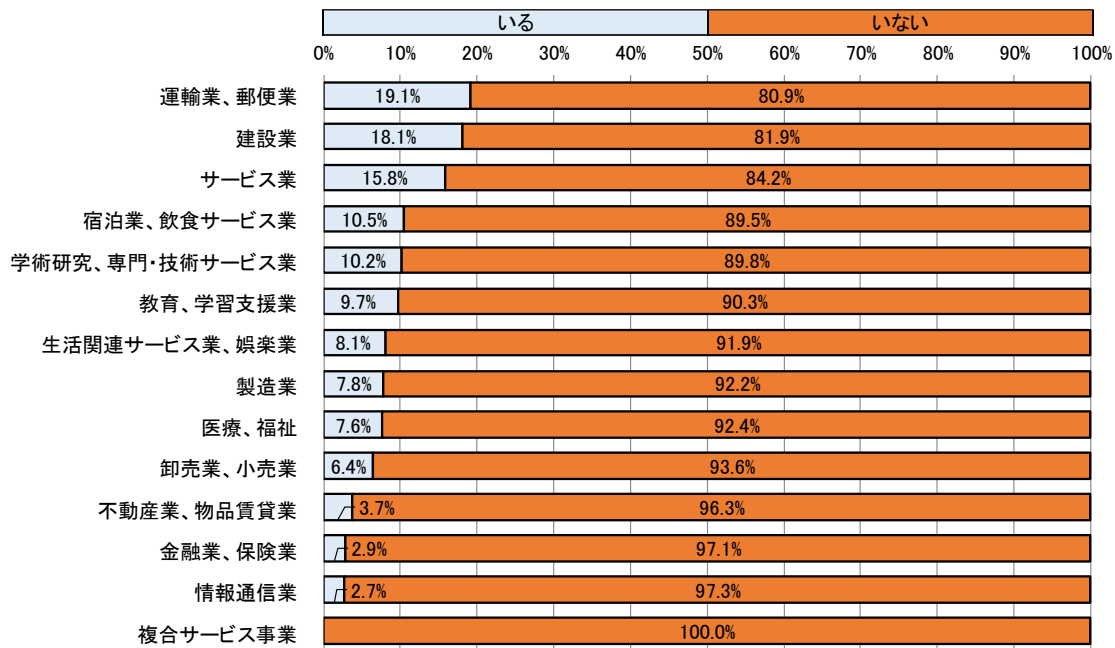


図2-(1)-⑧ 30時間以上の時間外労働の状況〔非正社員〕(産業分類別)



30時間以上の時間外労働を時間区分毎に見ると、「30時間以上45時間未満」が8.4%で最も多くなっており、45時間以上の時間外労働者がいる事業所は合わせて6.3%となっている。

なお、時間外労働の発生が「恒常的」か「一時的」かを問うたところ、「30時間以上45時間未満」の事業所のうち53.1%は恒常的残業となっている。

表2-(1)-⑤ 図2-(1)-⑨ 時間区分毎の時間外労働の状況〔非正社員〕

区分	いる		いない	
	件	%	件	%
30～45時間	128	8.4	1,396	91.6
45～60時間	54	3.5	1,470	96.5
60～80時間	24	1.6	1,500	98.4
80時間～	18	1.2	1,506	98.8

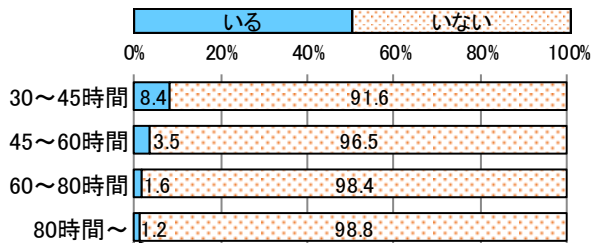
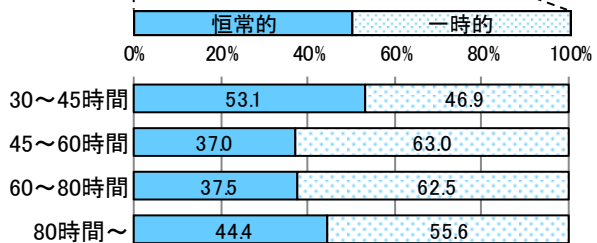


表2-(1)-⑥ 図2-(1)-⑩ 時間区分毎の「恒常的」「一時的」の割合〔非正社員〕

区分	集計数 件	恒常的		一時的	
		件	%	件	%
30～45時間	128	68	53.1	60	46.9
45～60時間	54	20	37.0	34	63.0
60～80時間	24	9	37.5	15	62.5
80時間～	18	8	44.4	10	55.6





(2) 時間外労働削減の意向(表2-(2)-①, 図2-(2)-①～③)

時間外労働について、削減したいかという問いに対し「はい」と回答した事業所が76.8%、「いいえ」と回答した事業所が23.2%となっており、約4分の3の事業所が削減したいと考えている。

削減したいと考えている事業所を企業規模別にみると、「500人～999人」が98.6%で最も高く、次いで「1000人以上」が89.8%となっている。なお、「500人～999人」については、30時間以上の時間外労働を行った正社員・非正社員が「いる」とする事業所の割合が企業規模別で最も高い(p.8図2-(1)-②, p.10図2-(1)-⑦参照)。

一方、「いいえ」と回答した事業所は「10人～29人」が37.1%と最も高くなっており、次いで「30人～99人」の20.2%となっている。なお、「10人～29人」については、30時間以上の時間外労働を行った正社員が「いる」とする事業所の割合が最も低い(p.8図2-(1)-②参照)。

削減したいと考えている事業所を産業分類別にみると、「金融業、保険業」が88.6%で最も高く、次いで「複合サービス事業」の87.5%、「情報通信業」の86.5%となっている。

一方、「いいえ」と回答した事業所は「生活関連サービス業、娯楽業」が40.5%で最も高くなっており、次いで「製造業」の28.8%、「教育、学習支援業」の27.4%となっている。(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表2-(2)-① 時間外労働を削減したいと考えている事業所

区分		集計数 件	はい		いいえ	
			件	%	件	%
令和2年 (労組あり)		1,524 (338)	1,171 (297)	76.8 (87.9)	353 (41)	23.2 (12.1)
企業 規模	10人～29人	571	359	62.9	212	37.1
	30人～99人	392	313	79.8	79	20.2
	100人～299人	207	176	85.0	31	15.0
	300人～499人	68	60	88.2	8	11.8
	500人～999人	70	69	98.6	1	1.4
	1000人以上	216	194	89.8	22	10.2
産業 分類	建設業	83	63	75.9	20	24.1
	製造業	219	156	71.2	63	28.8
	情報通信業	37	32	86.5	5	13.5
	運輸業、郵便業	94	78	83.0	16	17.0
	卸売業、小売業	361	282	78.1	79	21.9
	金融業、保険業	35	31	88.6	4	11.4
	不動産業、物品賃貸業	27	21	77.8	6	22.2
	学術研究、専門・技術サービス業	49	41	83.7	8	16.3
	宿泊業、飲食サービス業	95	74	77.9	21	22.1
	生活関連サービス業、娯楽業	37	22	59.5	15	40.5
	教育、学習支援業	62	45	72.6	17	27.4
	医療、福祉	316	243	76.9	73	23.1
	複合サービス事業	8	7	87.5	1	12.5
	サービス業	101	76	75.2	25	24.8

図2-(2)-① 時間外労働を削減したいと考えている事業所

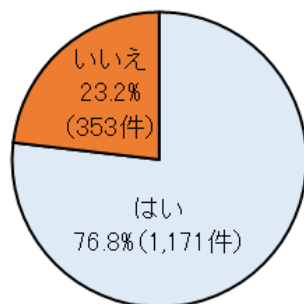


図-(2)-② 時間外労働を削減したいと考えている事業所(企業規模別)

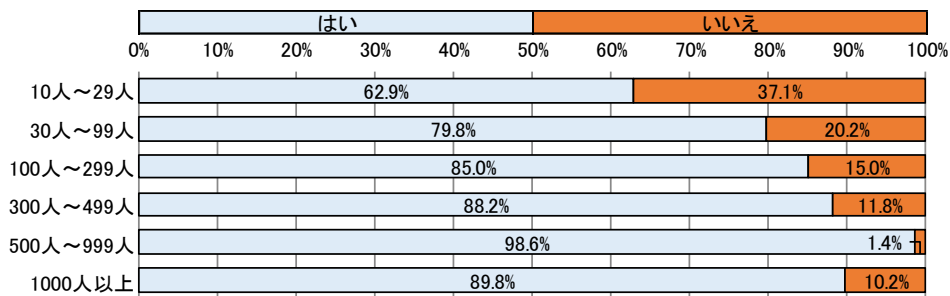
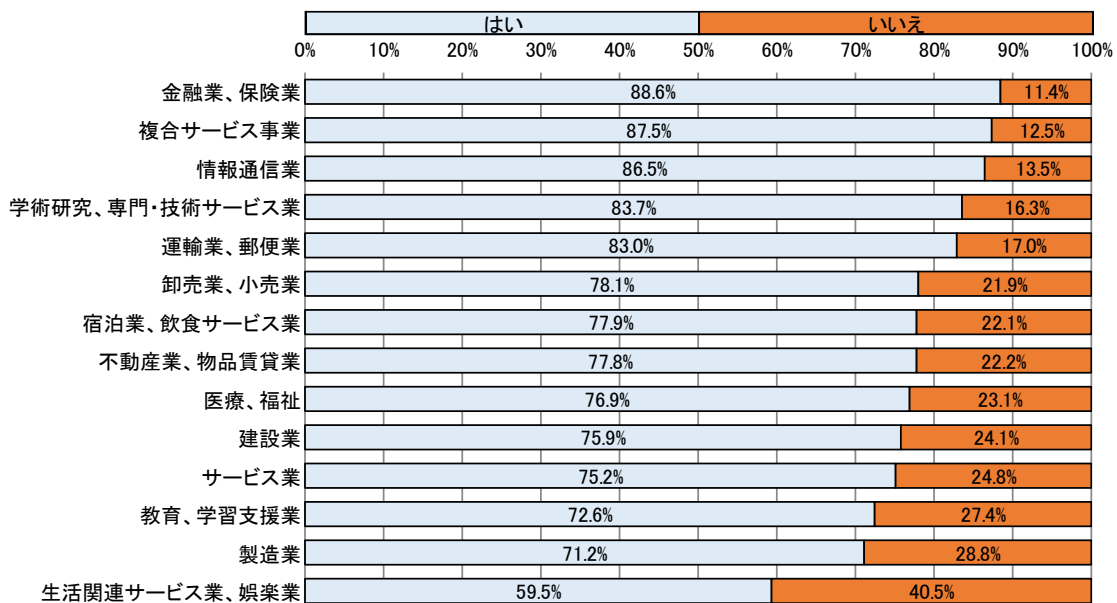


図-(2)-③ 時間外労働を削減したいと考えている事業所(産業分類別)



(3) 時間外労働削減に向けて取り組みたい項目(表2-(3)-①, 図2-(3)-①, ②)

時間外労働の削減に向けて取り組みたい項目は、「仕事の効率化・見える化、業務マニュアルの作成・改訂」が 28.0%で最も多く、次いで「労働時間の把握・労働時間管理の徹底」の 27.9%、「業務分担の見直し(人員を増やす等)」の 24.7%となっており、「テレワークの導入」は 7.8%で最も低くなっている。

各項目を企業規模別にみると、「10人～29人」ではその他の企業規模と比べて、「業務分担の見直し」が 26.2%、「変形労働時間制やフレックスタイム制の導入」が 10.8%と最も高くなっており、「テレワークの導入」が 5.2%と最も低くなっている。「1000人以上」では「労働時間の把握・労働時間管理の徹底」が 29.5%で最も高くなっており、「変形労働時間制やフレックスタイム制の導入」が 6.8%と最も低くなっている。

各項目を産業分類別にみると、「複合サービス事業」では「労働時間の把握・労働時間管理の徹底」、「仕事の効率化・見える化、業務マニュアルの作成・改訂」が共に 40.0%と最も高くなっている。また、「生活関連サービス業、娯楽業」では「業務分担の見直し(人員を増やす等)」が 32.7%で最も高くなっており、「情報通信業」では「テレワークの導入」が 25.6%で最も高くなっている。

時間外労働削減に向けて取り組みたい項目の選択個数は、2項目選択した事業所が 23.9%で最も高く、次いで3項目選択した事業所の 21.6%となっている。その他を除く5項目すべてを選択した事業所は 3.2%にとどまった。(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表2-(3)-① 時間外労働削減に向けて取り組みたい項目

複数回答有

区分	回答数	労働時間の把握の徹底	業務分担の見直し(人員を増やす等)	仕事の効率化・見える化・マニュアルの作成・改訂	テレワークの導入	変形労働時間制やフレックスタイム制の導入	その他	
		件	%	%	%	%	%	
令和2年 (労組あり)	2,728 (761)	27.9 (28.8)	24.7 (24.7)	28.0 (28.3)	7.8 (7.4)	9.6 (8.5)	2.0 (2.4)	
企業規模	10人～29人	752	27.9	26.2	27.8	5.2	10.8	2.1
	30人～99人	734	27.2	24.9	26.8	8.2	10.4	2.5
	100人～299人	419	26.7	23.4	29.1	10.3	9.3	1.2
	300人～499人	148	29.1	21.6	27.7	12.8	8.8	-
	500人～999人	190	27.4	24.7	27.9	8.9	10.0	1.1
	1000人以上	485	29.5	24.3	29.1	7.4	6.8	2.9
産業分類	建設業	157	26.1	25.5	22.3	10.8	13.4	1.9
	製造業	352	26.7	23.6	31.3	5.4	10.2	2.8
	情報通信業	90	25.6	12.2	22.2	25.6	14.4	-
	運輸業、郵便業	168	31.5	25.6	25.6	5.4	10.1	1.8
	卸売業、小売業	687	24.2	22.3	30.1	10.8	9.5	3.2
	金融業、保険業	66	36.4	18.2	36.4	6.1	1.5	1.5
	不動産業、物品賃貸業	55	25.5	21.8	23.6	12.7	14.5	1.8
	学術研究、専門・技術サービス業	113	23.9	24.8	26.5	16.8	8.0	-
	宿泊業、飲食サービス業	152	34.9	28.9	23.7	5.3	7.2	-
	生活関連サービス業、娯楽業	52	25.0	32.7	28.8	1.9	11.5	-
	教育、学習支援業	110	29.1	27.3	28.2	5.5	9.1	0.9
	医療、福祉	537	29.4	28.7	26.8	3.0	9.7	2.4
	複合サービス事業	15	40.0	13.3	40.0	-	6.7	-
サービス業	174	32.2	26.4	28.2	6.3	6.3	0.6	

図2-(3)-① 時間外労働削減に向けて取り組みたい項目

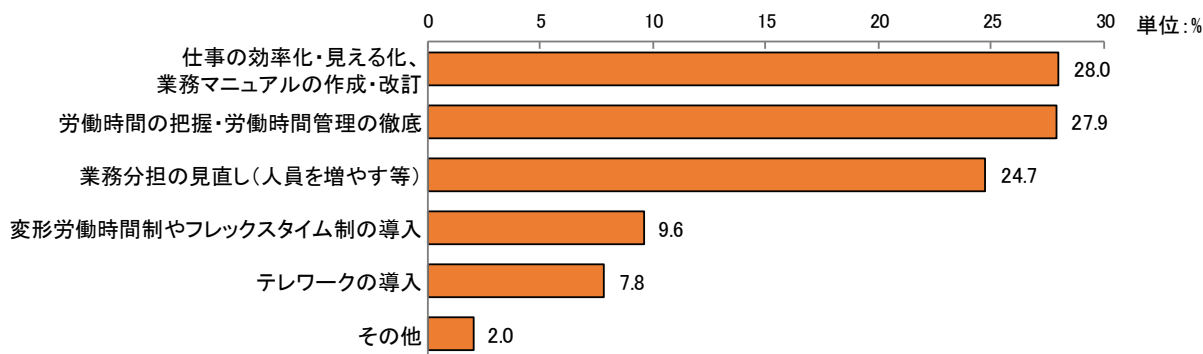
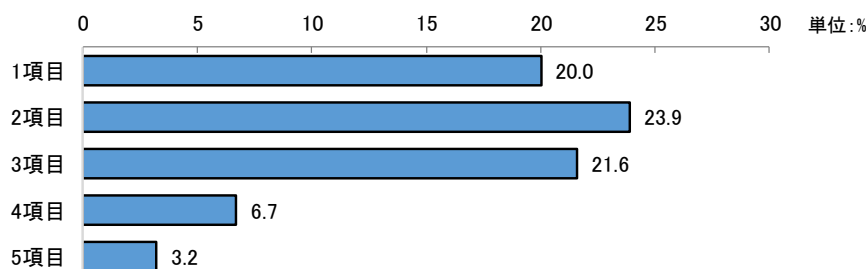


図2-(3)-② 時間外労働削減に向けて取り組みたい項目の選択個数



### 3 働き方改革関連法に関すること(同一労働同一賃金)

#### (1) 同一労働同一賃金の認知状況(表3-(1)-①, 図3-(1)-①～③)

同一労働同一賃金の認知状況は、「知っている」とする事業所は92.3%、「知らない」とする事業所は7.7%となっており、9割以上の事業所において同一労働同一賃金が認知されている。

「知っている」とする事業所を企業規模別にみると、「300人～499人」が98.5%で最も高く、最も低かった「10人～29人」でも89.0%の認知率となっている。

「知っている」とする事業所を産業分類別にみると、「学術研究、専門・技術サービス業」と「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」が100.0%で最も高く、次いで「情報通信業」と「製造業」の97.3%となっており、最も低かった「宿泊業、飲食サービス業」でも87.4%の認知率となっている。

なお、「宿泊業、飲食サービス業」については、雇用形態別労働者数における非正社員の割合が産業分類別で最も高かった(p.7図1-(1)-③参照)。「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表3-(1)-① 同一労働同一賃金の認知状況

区分		集計数 件	知っている		知らない	
			件	%	件	%
令和2年 (労組あり)		1,524 (338)	1,407 (319)	92.3 (94.4)	117 (19)	7.7 (5.6)
企業 規模	10人～29人	571	508	89.0	63	11.0
	30人～99人	392	369	94.1	23	5.9
	100人～299人	207	196	94.7	11	5.3
	300人～499人	68	67	98.5	1	1.5
	500人～999人	70	64	91.4	6	8.6
	1000人以上	216	203	94.0	13	6.0
産業 分類	建設業	83	75	90.4	8	9.6
	製造業	219	213	97.3	6	2.7
	情報通信業	37	36	97.3	1	2.7
	運輸業、郵便業	94	89	94.7	5	5.3
	卸売業、小売業	361	324	89.8	37	10.2
	金融業、保険業	35	31	88.6	4	11.4
	不動産業、物品賃貸業	27	26	96.3	1	3.7
	学術研究、専門・技術サービス業	49	49	100.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	95	83	87.4	12	12.6
	生活関連サービス業、娯楽業	37	37	100.0	-	-
	教育、学習支援業	62	58	93.5	4	6.5
	医療、福祉	316	282	89.2	34	10.8
	複合サービス事業	8	8	100.0	-	-
サービス業	101	96	95.0	5	5.0	

図3-(1)-① 同一労働同一賃金の認知状況

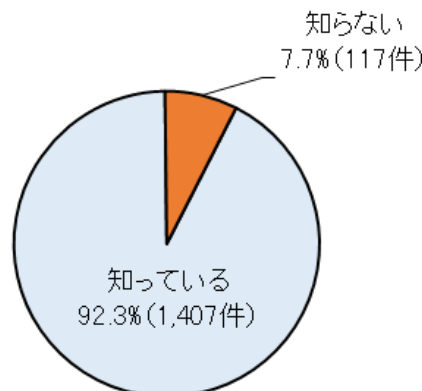


図3-(1)-② 同一労働同一賃金の認知状況(企業規模別)

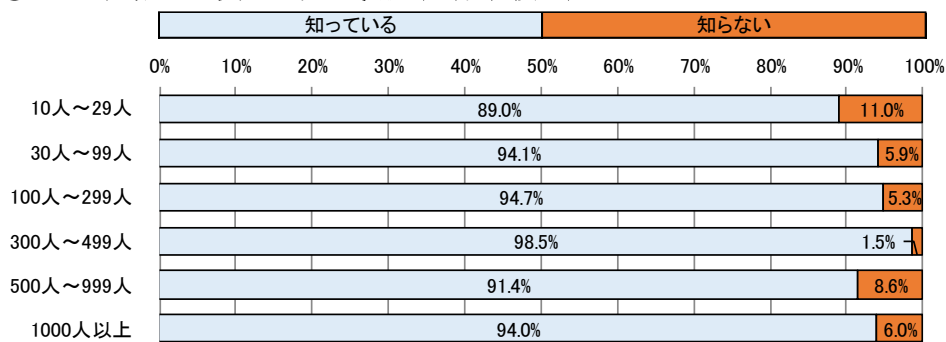
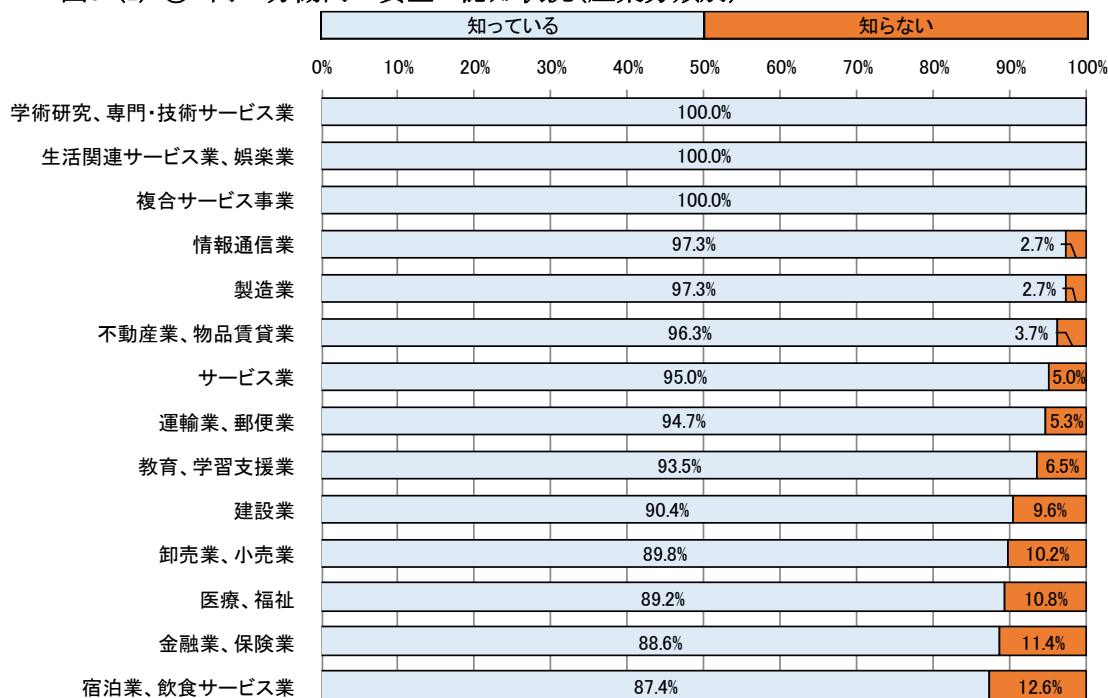


図3-(1)-③ 同一労働同一賃金の認知状況(産業分類別)



(2) 正社員と同じ職務内容の非正社員の状況(表3-(2)-①, 図3-(2)-①～③)

正社員と同じ職務内容の非正社員について、「いる」とする事業所が16.7%、「いない」とする事業所が83.3%となっている。

「いる」とする事業所を企業規模別にみると、「300人～499人」が22.1%で最も高くなっており、「いない」とする事業所は「10人～29人」が86.9%で最も高くなっている。なお、「300人～499人」は雇用形態別労働者数における非正社員の割合が企業規模別で最も低い(p.7図1-(1)-②参照)。

「いる」とする事業所を産業分類別にみると、「複合サービス事業」が37.5%で最も高く、次いで「不動産業、物品貸借業」の25.9%、「サービス業」の24.8%となっており、「宿泊業、飲食サービス業」では7.4%と最も低くなっている。なお、「宿泊業、飲食サービス業」は雇用形態別労働者数における非正社員の割合が産業分類別で最も高い(p.7図1-(1)-③参照)。(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表3-(2)-① 正社員と同じ職務内容の非正社員の状況

区分		集計数 件	いる		いない	
			件数	%	件数	%
令和2年 (労組あり)		1,524 (338)	255 (68)	16.7 (20.1)	1,269 (270)	83.3 (79.9)
企業規模	10人～29人	571	75	13.1	496	86.9
	30人～99人	392	76	19.4	316	80.6
	100人～299人	207	37	17.9	170	82.1
	300人～499人	68	15	22.1	53	77.9
	500人～999人	70	11	15.7	59	84.3
	1000人以上	216	41	19.0	175	81.0
産業分類	建設業	83	16	19.3	67	80.7
	製造業	219	26	11.9	193	88.1
	情報通信業	37	4	10.8	33	89.2
	運輸業、郵便業	94	14	14.9	80	85.1
	卸売業、小売業	361	57	15.8	304	84.2
	金融業、保険業	35	8	22.9	27	77.1
	不動産業、物品賃貸業	27	7	25.9	20	74.1
	学術研究、専門・技術サービス業	49	11	22.4	38	77.6
	宿泊業、飲食サービス業	95	7	7.4	88	92.6
	生活関連サービス業、娯楽業	37	8	21.6	29	78.4
	教育、学習支援業	62	15	24.2	47	75.8
	医療、福祉	316	54	17.1	262	82.9
	複合サービス事業	8	3	37.5	5	62.5
	サービス業	101	25	24.8	76	75.2

図3-(2)-① 正社員と同じ職務内容の非正社員の状況

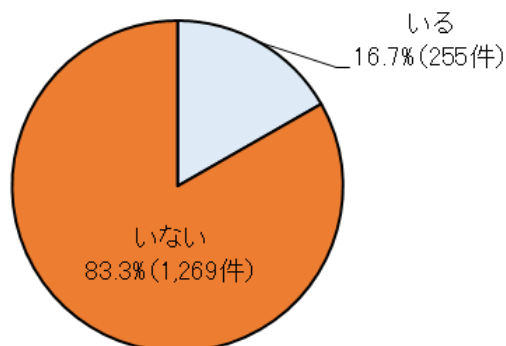


図3-(2)-② 正社員と同じ職務内容の非正社員の状況(企業規模別)

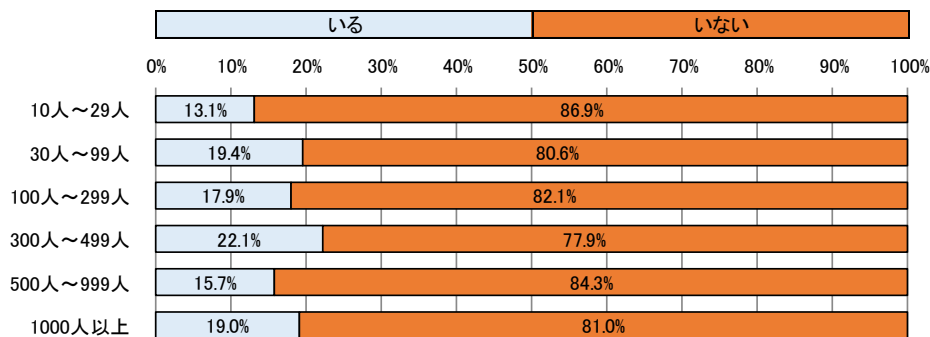
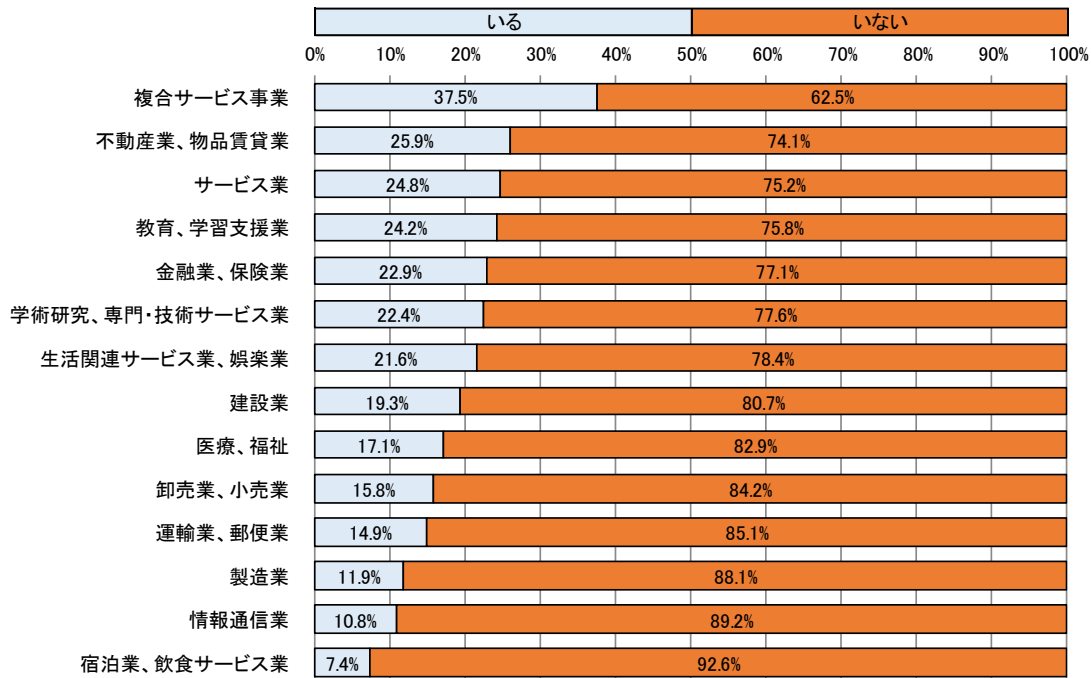


図3-(2)-③ 正社員と同じ職務内容の非正社員の状況(産業分類別)



(3) 非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目(表3-(3)-①, 図3-(3)-①, ②)

非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目は、「福利厚生」が28.6%で最も多く、次いで「教育訓練」の23.8%、「各種手当」の19.6%となっており、「賞与」が9.0%で最も低くなっている。

各項目を企業規模別にみると、「10人～29人」では、その他の企業規模と比べて、「基本給」が19.0%、「賞与」が11.7%と最も高くなっており、「教育訓練」が20.0%と最も低くなっている。「300人～499人」の事業所においては、その他の企業規模と比べ、「各種手当」が23.8%、「福利厚生」が35.7%と最も高くなっており、「基本給」が7.1%と最も低くなっている。なお、「300人～499人」は同じ職務内容の非正社員が「いる」とする事業所の割合が最も高い(p.17図3-(2)-②参照)。

各項目を産業分類別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」ではその他の産業と比べ「基本給」が28.6%、「教育訓練」が35.7%と最も高くなっており、「各種手当」が7.1%と最も低くなっている。「複合サービス事業」ではその他の産業と比べ「賞与」が16.7%と最も高くなっており、「福利厚生」が16.7%と最も低くなっている。

同じ待遇となっている項目の選択個数をみると、3項目選択した事業所が26.2%で最も高く、次いで2項目選択した事業所が24.2%となっている。その他を除く5項目すべてを選択した事業所は16.0%となっている。

(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表3-(3)-① 非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目

区分		集計数 件	基本給		賞与		各種手当		福利厚生		教育訓練		その他	
			%	%	%	%	%	%	%	%				
令和2年 (労組あり)		724 (175)	16.3 (11.1)	9.0 (6.8)	19.6 (18.5)	28.6 (37.0)	23.8 (31.5)	2.8 (3.1)						
企業規模	10人～29人	205	19.0	11.7	17.6	27.8	20.0	3.9						
	30人～99人	217	16.6	8.8	20.3	29.0	24.0	1.4						
	100人～299人	119	17.6	6.7	21.0	26.9	25.2	2.5						
	300人～499人	42	7.1	7.1	23.8	35.7	26.2	-						
	500人～999人	40	17.5	10.0	17.5	27.5	25.0	2.5						
	1000人以上	101	11.9	6.9	19.8	28.7	27.7	5.0						
産業分類	建設業	39	12.8	12.8	17.9	25.6	20.5	10.3						
	製造業	82	22.0	8.5	19.5	28.0	18.3	3.7						
	情報通信業	11	18.2	9.1	9.1	27.3	27.3	9.1						
	運輸業、郵便業	40	12.5	5.0	17.5	30.0	35.0	-						
	卸売業、小売業	157	11.5	7.0	19.7	32.5	27.4	1.9						
	金融業、保険業	21	19.0	14.3	14.3	33.3	14.3	4.8						
	不動産業、物品賃貸業	18	16.7	5.6	22.2	27.8	22.2	5.6						
	学術研究、専門・技術サービス業	36	16.7	13.9	19.4	27.8	19.4	2.8						
	宿泊業、飲食サービス業	14	28.6	7.1	7.1	21.4	35.7	-						
	生活関連サービス業、娯楽業	28	21.4	7.1	21.4	28.6	21.4	-						
	教育、学習支援業	34	17.6	2.9	20.6	32.4	26.5	-						
	医療、福祉	165	16.4	10.9	22.4	26.1	21.8	2.4						
	複合サービス事業	6	-	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7						
サービス業	73	19.2	9.6	19.2	27.4	23.3	1.4							

図3-(3)-① 非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目

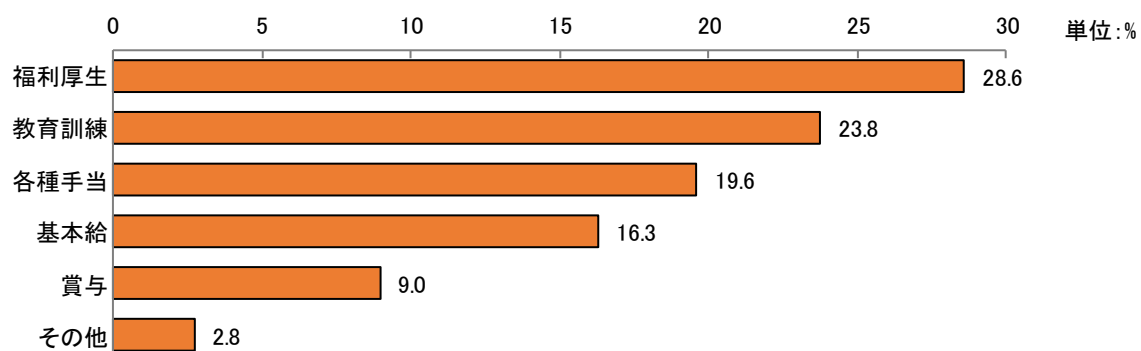
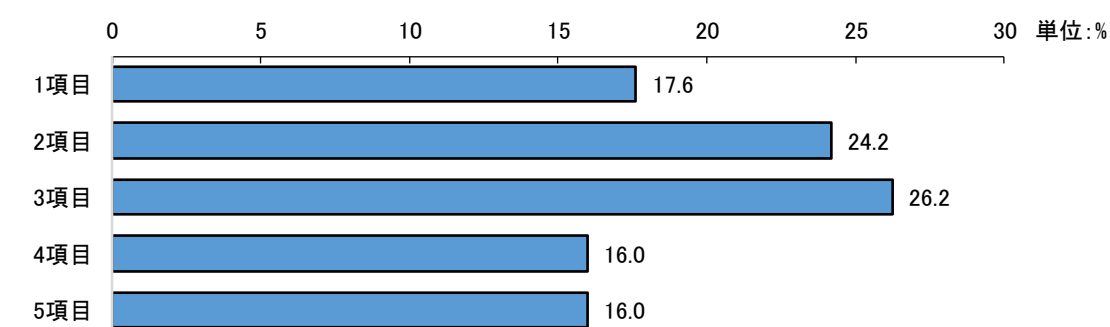


図3-(3)-② 非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目の選択個数





#### 4 働き方改革関連法に関すること(行政・自治体が行う事業の活用状況等)

##### (1)大阪府の事業の活用状況(表 4-(1)-①, 図 4-(1)-①～⑤)

大阪府の事業の活用状況については、「活用したことがある」とする事業所が 21.9%、「活用したことがない」とする事業所が 78.1%で、活用状況は約2割に止まっている。

「活用したことがある」とする事業所を企業規模別に見ると、「500 人～999 人」が 40.0%で最も高く、次いで「300 人～499 人」の 33.8%となっている。

「活用したことがある」とする事業所を産業分類別に見ると、「複合サービス事業」が 37.5%で最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」の 29.6%、「金融業、保険業」の 28.6%となっている。

また、活用した事業としては、「働き方改革セミナー&労働相談会」が 59.6%で最も多く、次いで「働くこと・雇うことに関する各種セミナー」の 55.4%、「事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会」の 20.7%となっている。

活用したことがある事業の選択個数をみると、1事業選択した事業所が 54.5%で最も高く、次いで2事業選択した事業所が 35.6%となっている。

(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表4-(1)-① 活用したことがある事業

複数回答有

区分	事業所数	活用したことがある							活用したことがない	
		件	%	関働くこと する各種 雇用こと に	労働方 改革 セミナー &	街かど 無料 相談会	企業等 研修 への 講師に 関する	推進担 当者の メン タル ヘル ス		その他
令和2年 (労組あり)	1,524 (338)	21.9 (25.7)	55.4 (54.0)	59.6 (60.9)	1.8 -	9.3 (11.5)	20.7 (26.4)	10.5 (6.9)	78.1 (74.3)	
企業 規模	10人～29人	571	13.1	56.0	60.0	5.3	13.3	14.7	9.3	86.9
	30人～99人	392	27.3	55.1	52.3	0.9	6.5	19.6	13.1	72.7
	100人～299人	207	26.6	63.6	63.6	1.8	12.7	25.5	7.3	73.4
	300人～499人	68	33.8	56.5	78.3	-	8.7	21.7	8.7	66.2
	500人～999人	70	40.0	50.0	71.4	-	7.1	32.1	7.1	60.0
	1000人以上	216	21.3	47.8	54.3	-	6.5	19.6	13.0	78.7
産業 分類	建設業	83	26.5	54.5	45.5	-	18.2	22.7	4.5	73.5
	製造業	219	23.3	54.9	58.8	3.9	9.8	13.7	13.7	76.7
	情報通信業	37	10.8	25.0	50.0	-	50.0	25.0	25.0	89.2
	運輸業、郵便業	94	26.6	52.0	80.0	-	12.0	24.0	8.0	73.4
	卸売業、小売業	361	18.0	61.5	58.5	1.5	6.2	21.5	12.3	82.0
	金融業、保険業	35	28.6	10.0	100.0	-	-	-	-	71.4
	不動産業、物品賃貸業	27	29.6	62.5	87.5	-	12.5	25.0	-	70.4
	学術研究、専門・技術サービス業	49	14.3	71.4	57.1	-	-	14.3	-	85.7
	宿泊業、飲食サービス業	95	7.4	42.9	85.7	-	-	14.3	-	92.6
	生活関連サービス業、娯楽業	37	21.6	37.5	62.5	-	-	12.5	25.0	78.4
	教育、学習支援業	62	27.4	47.1	64.7	5.9	5.9	17.6	11.8	72.6
	医療、福祉	316	25.6	61.7	49.4	2.5	7.4	28.4	8.6	74.4
	複合サービス事業	8	37.5	100.0	66.7	-	-	-	-	62.5
サービス業	101	25.7	50.0	53.8	-	19.2	19.2	19.2	74.3	

図4-(1)-① 活用したことがある事業所

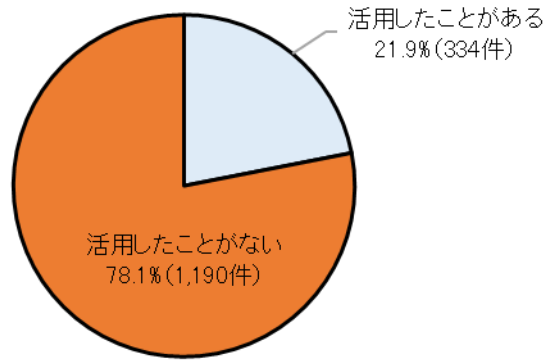


図4-(1)-② 活用したことがある事業所(企業規模別)

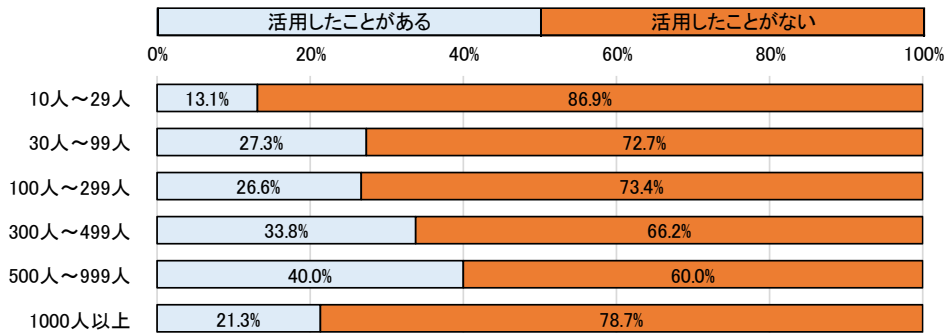


図4-(1)-③ 活用したことがある事業所(産業分類別)

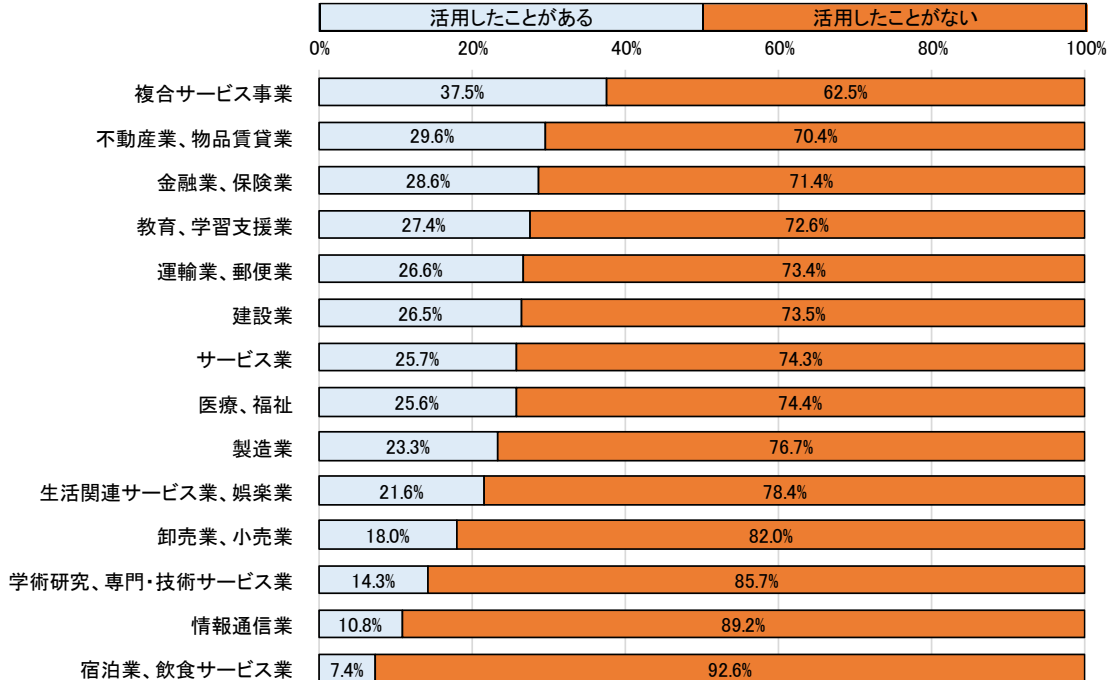


図4-(1)-④ 活用したことがある事業

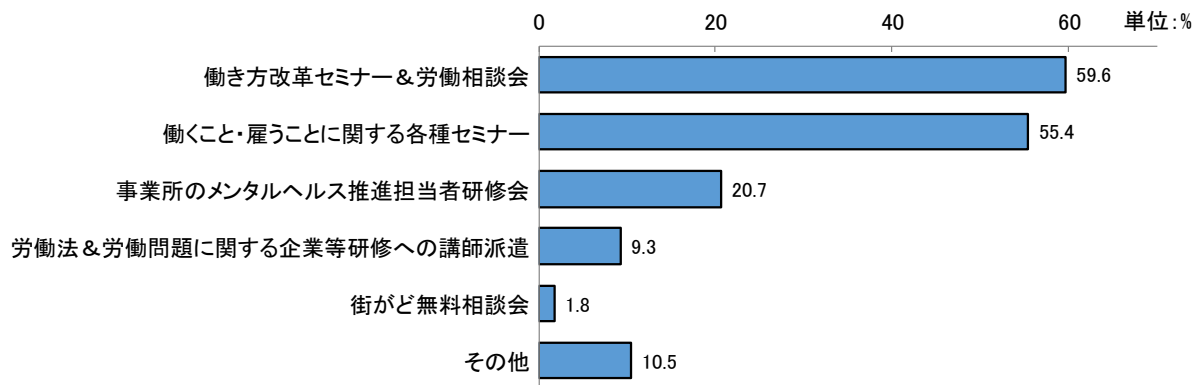
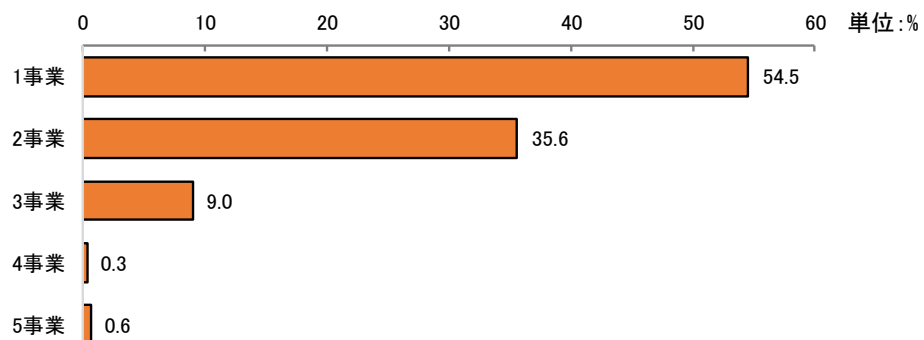


図4-(1)-⑤ 活用したことがある事業の選択個数



(2) 今後活用したい大阪府の事業(表 4-(2)-①, 図 4-(2)-①～⑤)

大阪府の事業を「今後活用したい」とする事業所は46.7%、「活用を考えていない」とする事業所は53.3%となっている。

今後活用したいとする事業所を企業規模別にみると、「500人～999人」が61.4%で最も高く、次いで「300人～499人」の57.4%となっている。

また、産業分類別にみると、「複合サービス事業」が62.5%で最も高く、次いで「サービス業」の59.4%、「不動産業、物品賃貸業」の59.3%となっている。

今後活用したい事業としては、「働くこと・雇うことに関する各種セミナー」が75.9%で最も多く、次いで「働き方改革セミナー&労働相談会」の69.1%、「事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会」の49.5%となっている。

今後活用したい事業の選択個数をみると、2事業選択した事業所が30.7%で最も高く、次いで1事業選択した事業所の24.1%となっている。

(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表4-(2)-① 今後活用したい事業

複数回答有

区分	事業所数	今後活用したい	働くこと・雇うことに関する各種セミナー	働き方改革セミナー&労働相談会	街かど無料相談会	労働法等研修への講師派遣	事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会	お出かけ労働相談【新規】	労働環境改善のためのコーディネーター派遣【新規】	その他	活用を考えていない	
		件	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
令和2年(労組あり)	1,524(338)	46.7(46.2)	75.9(75.0)	69.1(73.1)	18.8(16.0)	30.5(28.8)	49.5(55.8)	17.9(16.0)	17.9(16.0)	0.6-	53.3(53.8)	
企業規模	10人～29人	571	40.5	77.9	65.8	27.3	33.3	45.9	22.1	22.1	0.4	59.5
	30人～99人	392	52.3	73.2	63.4	15.6	27.8	53.2	17.1	17.1	1.0	47.7
	100人～299人	207	51.7	73.8	78.5	9.3	29.0	51.4	15.9	15.9	0.9	48.3
	300人～499人	68	57.4	87.2	79.5	12.8	23.1	43.6	5.1	5.1	-	42.6
	500人～999人	70	61.4	67.4	69.8	9.3	34.9	46.5	9.3	9.3	-	38.6
	1000人以上	216	39.8	79.1	74.4	23.3	32.6	52.3	20.9	20.9	-	60.2
産業分類	建設業	83	50.6	81.0	73.8	11.9	35.7	47.6	7.1	7.1	2.4	49.4
	製造業	219	44.3	77.3	70.1	15.5	29.9	50.5	14.4	14.4	-	55.7
	情報通信業	37	35.1	76.9	69.2	15.4	38.5	53.8	15.4	15.4	-	64.9
	運輸業、郵便業	94	52.1	81.6	73.5	20.4	34.7	42.9	24.5	24.5	-	47.9
	卸売業、小売業	361	40.4	67.1	71.2	15.8	27.4	39.0	14.4	14.4	0.7	59.6
	金融業、保険業	35	34.3	83.3	91.7	8.3	-	16.7	-	-	-	65.7
	不動産業、物品賃貸業	27	59.3	87.5	87.5	18.8	25.0	43.8	18.8	18.8	-	40.7
	学術研究、専門・技術サービス業	49	38.8	73.7	68.4	10.5	15.8	52.6	5.3	5.3	-	61.2
	宿泊業、飲食サービス業	95	24.2	82.6	73.9	43.5	43.5	43.5	30.4	30.4	-	75.8
	生活関連サービス業、娯楽業	37	45.9	64.7	70.6	5.9	11.8	47.1	5.9	5.9	-	54.1
	教育、学習支援業	62	48.4	76.7	53.3	23.3	20.0	63.3	16.7	16.7	-	51.6
	医療、福祉	316	57.6	75.3	63.2	20.3	33.5	59.9	22.5	22.5	0.5	42.4
	複合サービス事業	8	62.5	80.0	40.0	20.0	20.0	-	-	-	-	37.5
サービス業	101	59.4	85.0	71.7	28.3	40.0	55.0	28.3	28.3	1.7	40.6	

図4-(2)-① 今後活用したいと考えている事業所

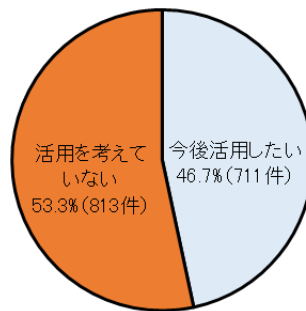


図4-(2)-② 今後活用したいと考えている事業所(企業規模別)

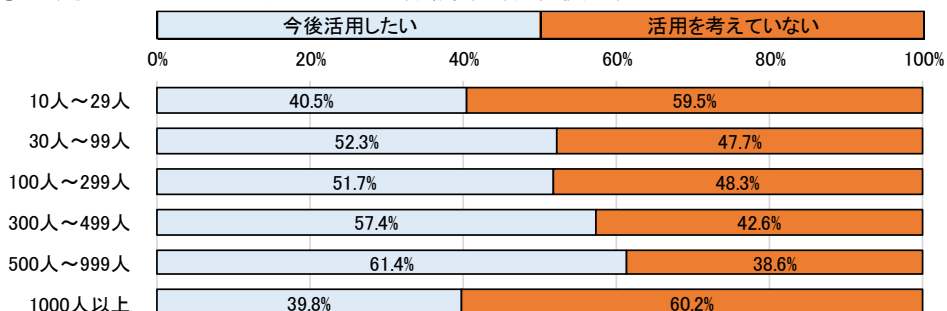


図4-(2)-③ 今後活用したいと考えている事業所(産業分類別)

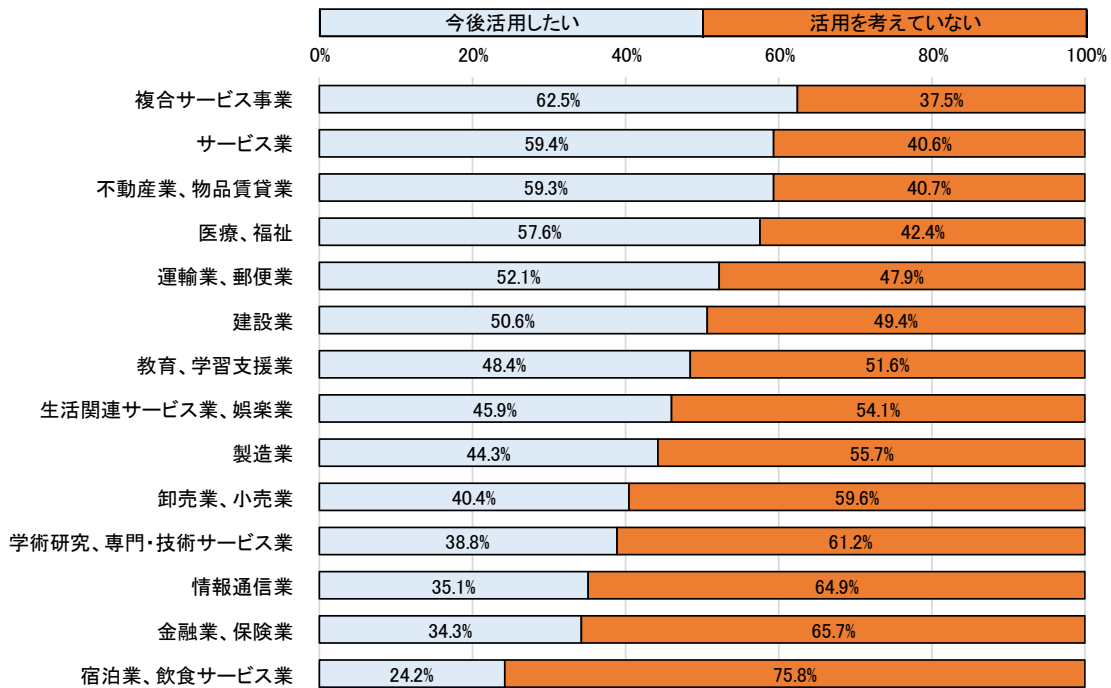


図4-(2)-④ 今後活用したい事業

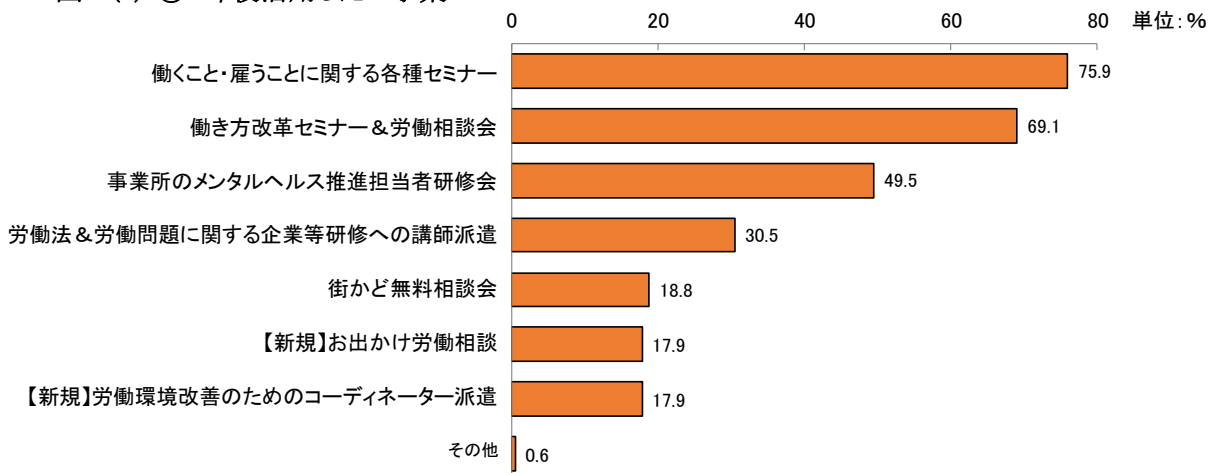
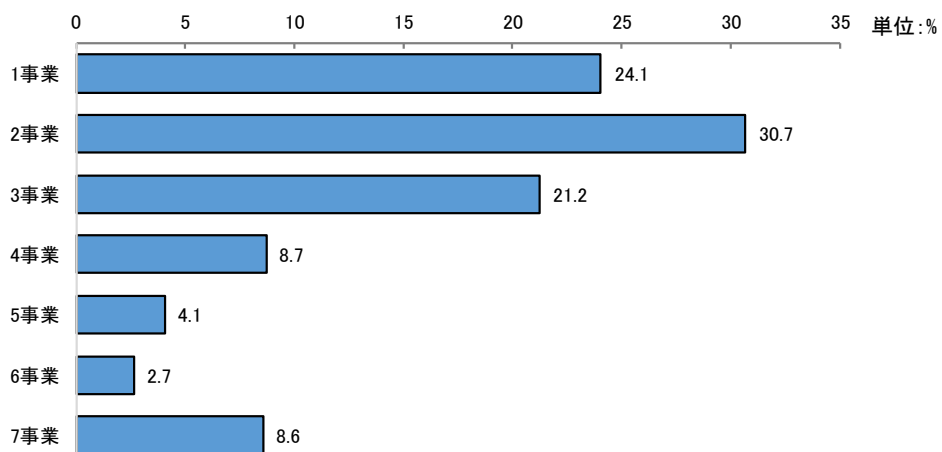


図4-(2)-⑤ 今後活用したい事業の選択個数



## 5 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響

### (1) 雇用に与える影響(表 5-(1)-①, 図 5-(1)-①, ②)

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響は、「時差出勤制度の導入、労働時間の短縮など」が 18.1%で最も多く、次いで「出張・訪問営業などの中止」の 17.7%、「テレワークの実施」の 12.7%となっている。

各項目を企業規模別にみると、「10人～29人」ではその他の企業規模と比べて「時差出勤制度の導入、労働時間の短縮など」が 19.0%、「一時帰休・休業」が 15.5%と最も高くなっている。また、「100人～299人」では同様に「出張・訪問営業などの中止」が 19.9%、「1000人以上」では「特別手当の支給」が 8.2%、「コロナ需要による業務量増」が 6.2%と最も高くなっている。

各項目を産業分類別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」ではその他の産業と比べて「一時帰休、休業」が 22.7%と最も高くなっており、「生活関連サービス業、娯楽業」では「賃金・一時金の減額」が 6.5%と最も高くなっている。また、「学術研究、専門・技術サービス業」では同様に「時差出勤制度の導入、労働時間の短縮など」が 23.6%、「テレワークの実施」が 25.9%と最も高くなっている。

なお、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響の選択個数をみると、3項目選択した事業所が 20.8%で最も高く、次いで1項目及び2項目選択した事業所が共に 20.1%となっている。10項目以上選択した事業所は 0.1%となっている。

(「複合サービス事業」は集計事業所数が少ないため参考値とする)

表5-(1)-① 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響

区分	回答数	一時帰休・休業	出張・訪問営業などの中止	テレワークの実施	労働時間の短縮の導入、	付与を含む～	有給休暇の取得促進的進一	特別休暇の新設	賃金・一時金の減額	新規採用の中止	希望退職の募集・実施	解雇・雇止め等の雇用調整	コロナ需要による業務量増	採用者数の拡大	特別手当の支給	その他
		件	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
令和2年 (労組あり)	4,500 (1,176)	12.0 (9.5)	17.7 (19.4)	12.7 (13.4)	18.1 (17.4)	10.1 (9.4)	6.9 (8.7)	3.1 (2.8)	3.9 (3.7)	0.3 (0.1)	0.8 (0.4)	4.6 (5.6)	1.6 (1.4)	5.7 (6.8)	2.7 (1.4)	
企業規模	10人～29人	1,360	15.5	16.2	9.0	19.0	9.6	4.9	3.7	4.1	0.4	1.0	3.9	2.1	5.6	5.2
	30人～99人	1,156	11.3	18.2	14.9	18.4	10.9	6.2	2.9	2.9	0.1	0.6	4.4	2.2	5.1	2.1
	100人～299人	689	10.3	19.9	15.5	17.4	9.6	7.4	3.8	3.6	0.4	1.3	4.2	1.2	3.8	1.6
	300人～499人	234	9.4	19.2	13.7	17.1	11.5	7.3	2.6	3.9	0.4	1.3	4.3	1.3	6.4	1.7
	500人～999人	240	10.8	17.5	12.9	18.4	10.0	10.8	2.9	4.2	-	0.8	5.0	0.8	4.6	1.3
	1000人以上	821	9.8	17.4	12.8	16.9	9.7	9.8	2.3	5.0	0.1	-	6.2	0.7	8.2	1.1
産業分類	建設業	203	9.9	16.8	17.8	19.2	12.3	6.4	1.5	2.0	-	-	1.0	3.0	3.9	6.4
	製造業	638	15.4	24.2	10.0	17.6	9.7	5.3	3.6	4.4	0.3	1.1	2.5	0.5	2.8	2.7
	情報通信業	149	10.1	18.8	24.2	20.2	8.7	2.7	4.0	5.4	-	-	0.7	-	2.7	2.7
	運輸業、郵便業	265	10.2	19.3	10.6	15.5	12.1	6.8	4.2	4.5	-	0.4	5.3	1.5	6.0	3.8
	卸売業、小売業	1,204	9.9	18.4	14.5	19.0	8.8	6.2	2.5	3.8	0.2	0.7	4.9	2.2	7.6	1.4
	金融業、保険業	105	1.0	27.6	12.4	22.9	6.7	13.3	-	-	-	-	13.3	-	1.0	1.9
	不動産業、 物品賃貸業	86	7.0	21.0	23.3	22.1	7.0	7.0	2.3	2.3	-	-	3.5	1.2	1.2	2.3
	学術研究、 専門・技術サービス業	170	4.1	21.2	25.9	23.6	9.4	5.3	1.8	2.9	1.8	-	0.6	0.6	2.4	0.6
	宿泊業、 飲食サービス業	309	22.7	8.4	6.2	16.8	10.4	7.8	6.2	10.4	1.0	1.9	2.3	0.6	4.9	0.6
	生活関連サービス業、 娯楽業	124	22.6	12.1	5.7	17.0	13.7	5.7	6.5	5.7	-	0.8	2.4	-	7.3	0.8
	教育、学習支援業	189	22.2	13.8	14.3	18.0	8.5	9.0	2.6	2.6	-	-	4.2	0.5	2.1	2.1
	医療、福祉	708	10.0	13.1	7.9	14.4	11.6	8.9	3.3	2.3	0.1	0.4	9.9	3.0	9.3	5.8
	複合サービス事業	19	-	42.1	10.5	10.5	15.8	15.8	-	-	-	-	-	-	-	5.3
サービス業	331	11.2	17.5	13.0	20.9	11.2	7.6	2.4	2.7	-	2.4	2.4	1.8	5.1	1.8	

図5-1)-① 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響

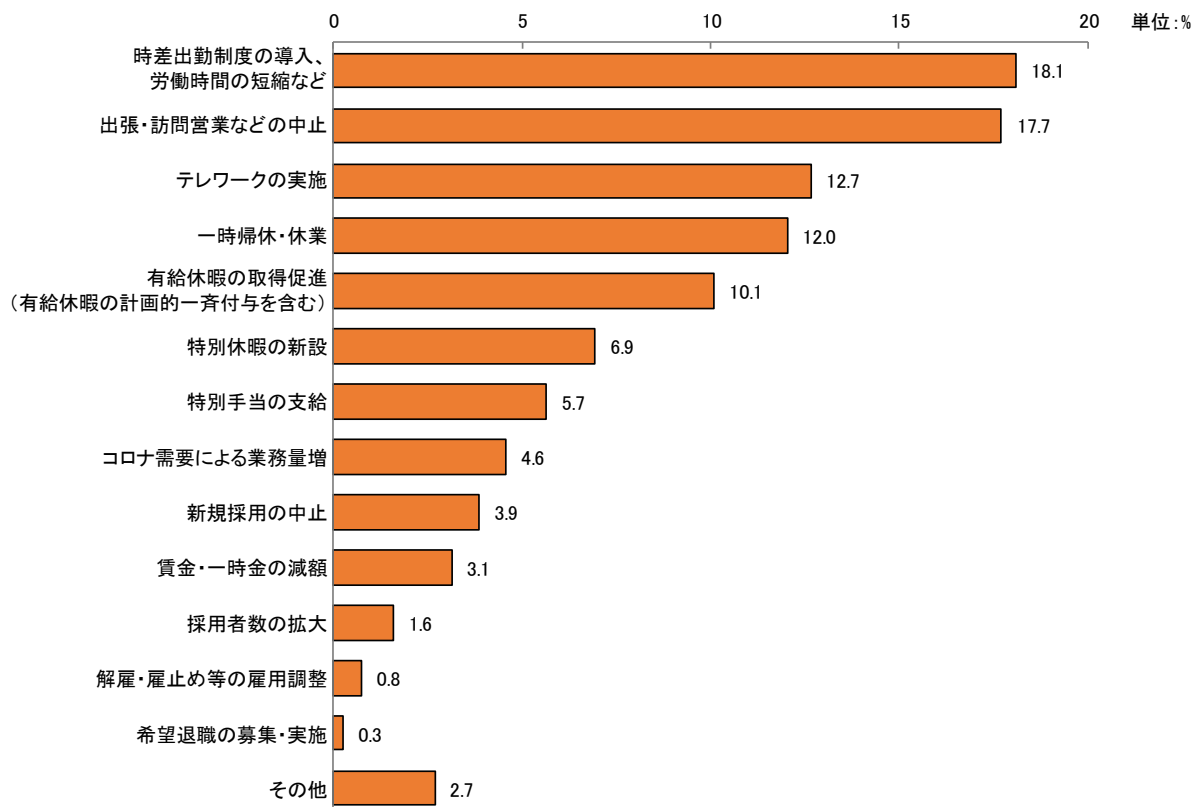
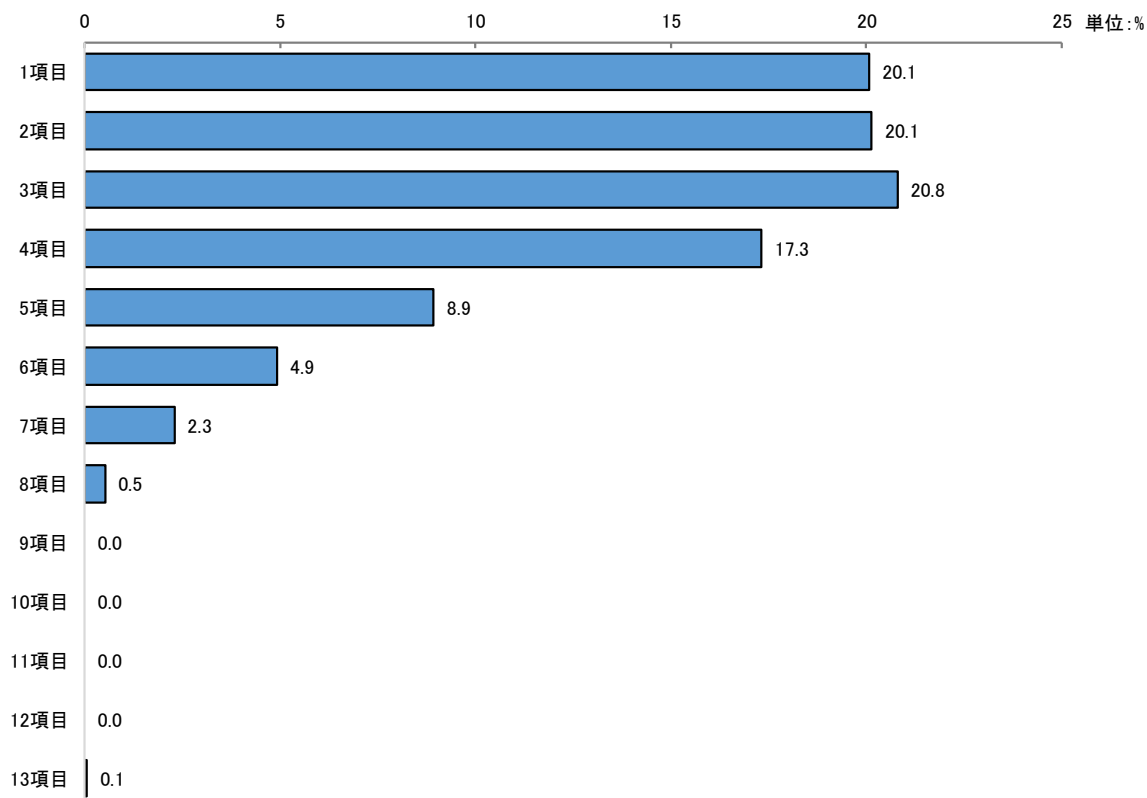


図5-1)-② 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響の選択個数



## (2) 今後予定する対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、今後予定する対応について自由記載で回答を求めたところ、「テレワーク・在宅勤務・WEB 会議」「時差出勤制度、労働時間の短縮」「マニュアルの作成」などの「感染症対策」を実施したい旨の回答が多かった。

[主な回答]

### ア 感染症対策関係

- ・従業員向け感染対策の推進  
マニュアル・BCP の作成、出張自粛、自動車通勤、デスク配置の見直し、行事の中止等、PCR 検査の会社負担、感染者の出勤停止等
- ・時差出勤制度、労働時間の短縮  
時差出勤、勤務時間の短縮・変更、出社人数の制限、フレックスタイム、昼食時間の柔軟化、シフト調整等
- ・有給休暇の取得促進、特別休暇の付与
- ・テレワーク、在宅勤務、WEB 会議・WEB 研修等
- ・顧客向け感染対策の推進  
入所者の面会・外出規制、予約による受付、オンライン授業・オンライン診療、WEB 申請、土曜日休業 など

### イ 雇用・働き方改革関係

- ・休業、雇用調整助成金の活用  
休業・一時帰休、勤務時間調整など雇用調整等
- ・希望退職、解雇・雇止め、退職勧奨等
- ・賃金・賞与の減額、昇給延期
- ・人員配置の見直し、交代要員確保、人件費削減、採用停止・縮小等
- ・事業縮小、事業所閉鎖 など

### ウ 事業活動関係

- ・WEB 等による営業活動
- ・ICT 活用による業務効率化 (WEB 稟議、クラウド活用等)  
ペーパーレス化、就業規則の改訂
- ・業務執行体制や業務分担の見直し
- ・新規事業の開始、テイクアウトや配達事業の拡大、新規顧客の開拓等
- ・経費削減、運転資金の調達 など



### (3)大阪府に希望する支援内容

大阪府に希望する支援内容について自由記載で回答を求めたところ、「コロナ相談窓口の拡充」「感染症ガイドライン等情報の提供」「PCR 検査体制の充実」などの「感染症対策の支援」、また、「採用活動の支援」「非常時の雇用確保」などの「雇用確保の支援」を希望する旨の回答が多かった。

[主な回答]

#### ア 感染症対策関係

##### ・感染予防対策の支援

アルコール、マスクの配布、感染症ガイドライン等情報の提供、感染予防設備の補助、マニュアル・BCP 作成、安全衛生委員会への支援、コロナ相談窓口の拡充、風評被害・人権侵害の抑制、WEB 会議・WEB 研修の支援、ケアカウンセラーの派遣、感染症発生時のマニュアル、消毒業者の紹介、優先的な入院先の確保等

##### ・PCR 検査等の支援

PCR 検査体制の充実、希望者全員実施、ワクチン接種、予防薬の無料化 など

#### イ 雇用・働き方改革関係

##### ・雇用確保、採用活動支援

中途入社者の教育訓練、非常時の雇用確保、コロナ発生時の職員派遣、外国人実習生の受け入れ、求職者教育等

##### ・休業補償、雇用維持の支援

休業・一時帰休の方法、雇用調整助成金、パートへの収入保障等

##### ・在宅ワーク・テレワーク導入支援

導入方法、導入事例の紹介、就業規則の作成等

##### ・勤務制度見直し支援

時差出勤、フレックスタイム、出勤自粛、有給休暇の取得、特別休暇制度の導入等

##### ・労務改善の事例紹介、社会保険労務士の紹介 など

#### ウ 事業活動関係

##### ・売上減少に対する経営支援

持続化給付金、家賃補助、借入返済の一時凍結、特別融資、販売促進補助、宣伝広告費補助、お買い物商品券、飲食店利用の仕組みづくり等

##### ・業務効率化・営業活動拡大等支援

IT 化支援、WEB 環境整備支援、オンライン授業設備補助、業務の効率化支援、材料不足の解消支援、協力会社の紹介等

## IV 調査項目

## IV 令和2年度労働関係調査 全設問

### 【I 企業の現況】

(1)企業規模は次のどれですか。

1:10～29人 2:30～99人 3:100～299人 4:300～499人 5:500～999人 6:1000人以上

(2)労働組合はありますか。

1:ある 2:ない

### 【II 貴事業所の現況】

(1)貴事業所の雇用形態別の労働者はそれぞれ何人ですか。

正社員	労働者数	
非正社員		人
パートタイム労働者		人
派遣労働者		人
その他		人
合計		人

### 【III 働き方改革関連法に関すること】

#### 〔1 時間外労働の状況について〕

(1)直近1か月の時間外労働時間数が以下の時間区分にあてはまる「正社員」・「非正社員」はいますか。いる場合は「一時的」か「恒常的」のあてはまる方を選択してください。

時間外労働	正社員			非正社員		
	いない	いる		いない	いる	
		恒常的	一時的		恒常的	一時的
30時間以上45時間未満						
45時間以上60時間未満						
60時間以上80時間未満						
80時間以上						

(2)時間外労働時間を削減したいと思いますか。

1:はい 2:いいえ

(3)削減に向けて取り組みたい項目をすべて選択してください。

- 1:労働時間の把握・労働時間管理の徹底
- 2:業務分担の見直し(人員を増やす等)
- 3:仕事の効率化・見える化、業務マニュアルの作成・改訂
- 4:テレワークの導入
- 5:変形労働時間制やフレックスタイム制の導入
- 6:その他

## 〔2 同一労働同一賃金に関すること〕

(1)同一労働同一賃金について知っていますか。

1:知っている 2:知らない

(2)正社員と同じ労働をしている非正社員はいますか。いずれかを選択してください。

1:いる 2:いない

(3)非正社員が正社員と同じ待遇となっている項目をすべて選択してください。

1:基本給 2:賞与 3:各種手当 4:福利厚生 5:教育訓練 6:その他

## 〔3 行政・自治体が行う事業の活用状況等について〕

(1)大阪府が実施する下記の事業について、「活用したことがあるもの」と「今後活用したいもの」を選択してください。

- 1:働くこと・雇うことに関する各種セミナー
- 2:働き方改革セミナー&労働相談会
- 3:街かど無料相談会
- 4:労働法&労働問題に関する企業等研修への講師派遣
- 5:事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会
- 6:お出かけ労働相談 【新規】
- 7:労働環境改善のためのコーディネーター派遣 【新規】
- 8:その他

## 【IV 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響】

(1)どのような影響がありましたか。該当するものをすべて選択してください。

- 1:一時帰休・休業
- 2:出張・訪問営業などの中止
- 3:テレワークの実施
- 4:時差出勤制度の導入、労働時間の短縮など
- 5:有給休暇の取得促進(有給休暇の計画的一斉付与を含む)
- 6:特別休暇の新設
- 7:賃金・一時金の減額
- 8:新規採用の中止
- 9:希望退職の募集・実施
- 10:解雇・雇止め等の雇用調整
- 11:コロナ需要による業務量増
- 12:採用者数の拡大
- 13:特別手当の支給
- 14:その他

(2)新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念される中で、貴事業所で今後予定されている対応と大阪府に希望する支援をご記入ください。(自由記載)





大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

令和3年2月発行

〒540-0033 大阪府中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館3階

TEL06(6946)2604(直通)

ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/index.html>